

第4期大津町地域福祉計画・大津町地域福祉活動計画

令和7年～令和11年度

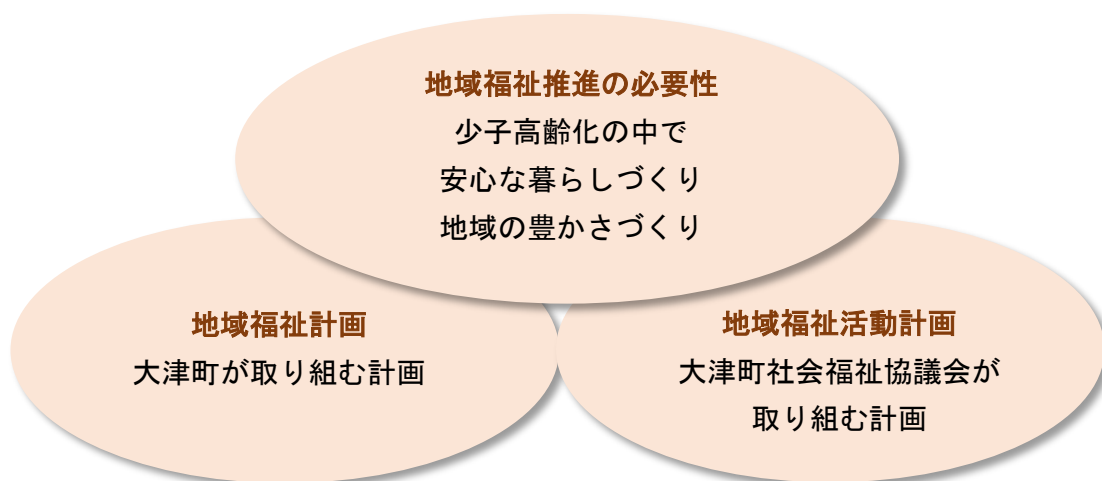
誰もがいっしょに安心していきいきと暮らせる大津町



令和7年3月

大津町・大津町社会福祉協議会

第4期大津町地域福祉計画・大津町地域福祉活動計画



地域福祉計画について（平成12年社会福祉法改正、第107条（市町村地域福祉計画））

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共
として取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する
事項
- 2 市町村は市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地
域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるもの
とする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価
を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときには、当該市町村地域福祉計画を
変更するものとする。



地域福祉活動計画について（全国社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定指針）

社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉
を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を
目的とした民間の活動・行動計画

町長メッセージ



私たちの住む大津町は、今、大きな変化の中にあります。人口は増え、様々な人たちがこの町に住むようになり、それに伴い、多くの新しい「困りごと」も生まれています。「地域の困りごと」の解決には、地域住民のお互いのつながり、支え合いが重要です。

私たちは、熊本地震をはじめ、多くの災害などの経験から、地域のつながり、支え合いの大切さを学びました。ところが、コロナ禍の影響で、そのつながりが失われてしまいました。失われた地域のつながりを、もう一度作り直すため、大津町第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。

第4期計画は、「誰もがいっしょに安心していきいきと暮らせる大津町」を基本理念として、「地域福祉を支える担い手づくり」「身近な支え合い活動の推進」「各種連携による町全体での福祉力の充実」を柱に進めていきます。

第3期計画までの反省点を踏まえ、地域住民・町・社協がさらに一体となって取り組みを進めていけるよう、それぞれの役割も改めて見直しています。地域に暮らす一人ひとりの、日々の生活や地域での活動が重要です。地域福祉の推進に向けて、様々な機会で、皆様のお力を発揮してください。

最後に、計画の策定にあたり、多くのご意見やご審議をいただきました「大津町地域福祉計画等策定委員会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました住民の皆様や関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

大津町長・大津町社会福祉協議会会長

金田 英樹

策定委員長メッセージ



第1回目の策定委員会。

最初に手を挙げられた委員さんの問い掛けで（良い意味で）ゴングが鳴りました。

「これまでの計画と推進の状況をどのように捉え本計画につなげるのか」

地域福祉計画は社会福祉法第 107 条に基づき市町村が策定する行政計画です。とは言え、住民が自分事として捉えられるものでなければ、例えどんなに立派な計画であっても絵に描いた餅にしかありません。

第4期計画を本気で作っていくんだというピリッとした緊張感に背筋が伸びる思いでした。

回を重ねる中で議論の柱になったのは、「計画を進めていくためには地区での福祉の話し合いが基本となるが、それは誰が音頭を取るのか」というものでした。

多様な価値観と関係性の中でコミュニケーションを取りながら物事を進めていくのは容易なことではありません。それでも諦めずに最適解を模索し続ける小さな波紋が、いつか波となりうねりとなることを信じています。

今回の計画が検証と改善のプロセスを経ながら成長していくことが、大津町の福祉力向上につながれば幸いです。幸せを実感できる大津町の担い手はあなたです。

令和7年3月

大津町地域福祉計画等策定委員会委員長

江口 竜一

第4期 大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画

もくじ

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の目的と位置づけ	2
2. 踏まえるべき国の施策等	4

第2章 計画課題の整理

1. これまでの取り組みの整理	10
2. 大津町の現状(統計資料から)	12
3. 地域福祉推進懇談会での地域課題	22
4. アンケート調査等	27
5. 高校生ワークショップ	32
6. 第3期計画の基本目標に対する実績と評価	35
7. 第4期計画の課題	40

第3章 計画の考え・展開

1. 計画推進にあたっての町、社会福祉協議会、住民の役割	44
2. 計画理念と計画の体系	46
3. 計画の進め方の基本	48
4. 計画の考え方	50
5. 展開項目ごとの取り組み	54

第4章 計画の進め方

1. 計画の推進体制	78
2. 計画の進行管理	79
3. 計画の評価方法	80

資 料	82
-----------	----

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画の目的と位置づけ
2. 踏まえるべき国の施策等

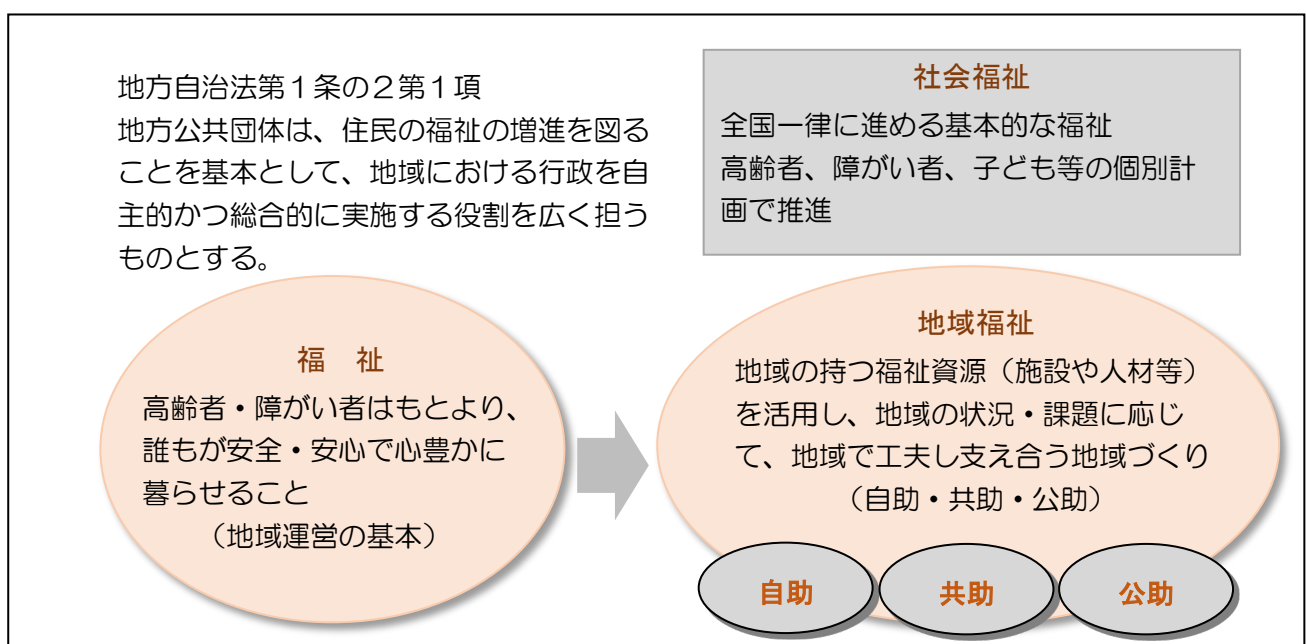
1. 計画の目的と位置づけ

●計画策定の経緯

- ・地域福祉計画は平成 12 年の社会福祉法の改正で、市町村に策定するよう努めるものとされました。
- ・本町では、町の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を平成 18 年度から 3 年かけて検討し、平成 20 年度に第 1 期計画として取りまとめました。
- ・その後、5 年間の経過し、社会状況や地域状況の変化、地域住民の取り組み等を踏まえ、第 2 期計画を平成 26 年度に、さらに第 3 期計画を令和元年度に策定しています。
- ・今回、その後の 5 年間の経過を踏まえ、第 4 期計画策定を行います。

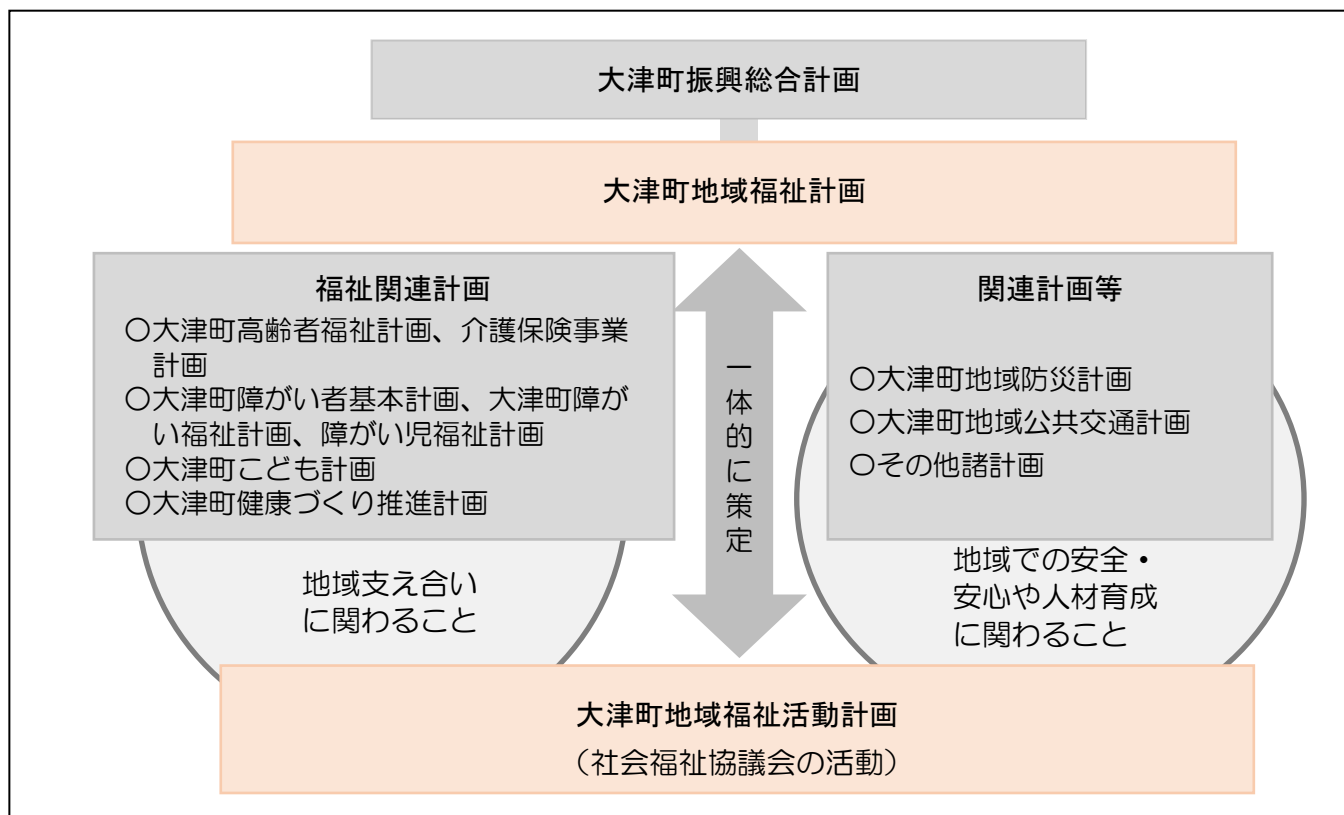
●地域福祉について

- ・全国一律な「社会福祉」に対し、身近な暮らしの場で、地域の福祉資源（施設や人材等）を活用し地域で工夫して進めるのが「地域福祉」で、赤ちゃんからお年寄りまで、全ての年代に関わるものです。
- ・高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活援護、その他生活上の課題を抱える人や世帯に対し、福祉制度での支援だけでなく、近隣での支え合い等による暮らしの豊かさを進めるものです。
- ・自らや家族・親族による「自助」、地域での支え合いの「共助」、公的機関による「公助」のそれぞれの充実と相互補完を進めるものです。
- ・そのためには、公的な福祉制度と、地域の支え合い、健康、生きがい、防犯・防災、外出・社会参加・地域貢献、教育・文化、生活環境整備等の幅広い分野と関連付ける必要があります。
- ・上記のため、町や社会福祉協議会、福祉関連事業所、地域住民が相互に補い合う中で、「地域福祉」を進めていくことが重要です。



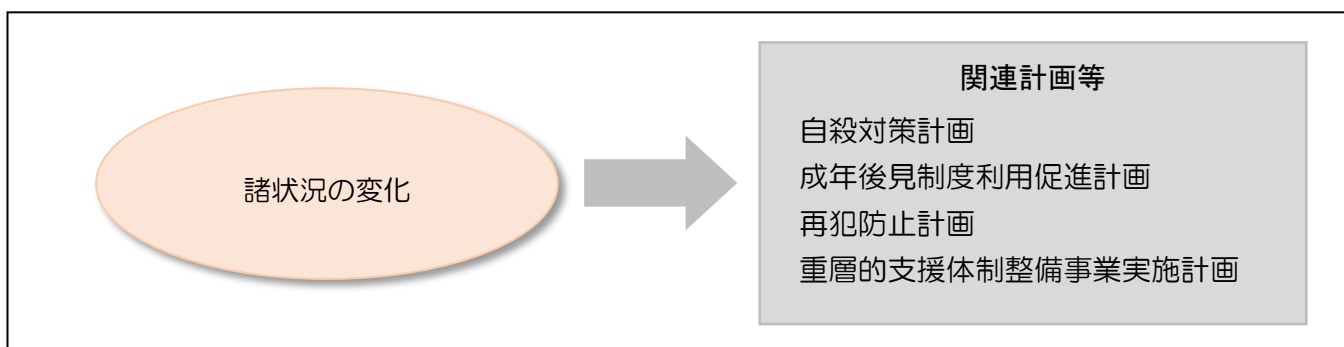
●他計画との関連

- ・各種福祉関連計画の上位計画となります。また、地域福祉は幅広い地域状況に関わることから、関連する計画も幅広くなっています。



●さらに関係が求められる計画

- ・近年、社会状況の変化から関連する事項も多くなっています。



●計画期間

- ・計画期間は 5 年間とし、必要に応じて見直しを行います。

計画期間は令和 7 年度から 11 年度までの 5 年間とします。
 なお、毎年度評価を加え必要な見直しを行います。

2. 踏まえるべき国の施策等

●地域福祉計画策定のガイドライン

- ・近年の社会状況からは、『近隣での支え合い』だけにとどまらず、複合化する生活課題に地域全体での対応が求められており、平成 29 年に地域福祉計画策定のガイドラインが次のように定められています。

地域福祉計画策定のガイドライン改定（厚生労働省、平成 29 年 9 月）

○福祉分野の上位計画としての位置づけ

現状では、高齢者、障害者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしているが、これらに共通する事項を市町村地域福祉計画に盛り込むことで、他の計画の「上位計画」として位置付けていくことが必要である。

○地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項・包括的な支援体制の整備に関する事項

- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携に関する事項
 - ② 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ③ 制度の狭間の問題への対応の在り方
 - ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
 - ⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
 - ⑥ 居住に課題を抱える人・世帯への横断的な支援の在り方
 - ⑦ 就労に困難を抱える人への横断的な支援の在り方
 - ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ⑨ 住民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人の金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - ⑩ 高齢者や障がい者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - ⑪ 保健・医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援の在り方
 - ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
 - ⑬ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
 - ⑭ 地域づくりにおける公民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
 - ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
 - ⑯ 役所・役場内の全庁的な体制整備
- ##### ○包括的な支援体制の整備に関する事項
- ① 住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等
 - ② 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築
 - ③ 市町村における包括的な相談支援体制の構築

地域運営

身近な暮らしの場で
誰もが支え合い
安全安心な暮らし
地域運営の進め方

●地域福祉への社会的な要請（地域共生社会の実現に向けて）

- ・急激な少子高齢化等の中で、平成 29 年に国は「地域共生社会の実現」を掲げ今後の地域づくりの指針としています。
- ・地域共生社会の実現として次のような内容が示されています。
- ・特に地域福祉の役割が改めて位置づけられ、地域全体で支え合いを進める必要性がうたわれています。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」ではなく、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の「縦割り」から 「丸ごと」への転換

- ・個人や世帯の抱える複合的課題への包括的支援
- ・人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

「我が事」・「丸ごと」の地域づくり を育む仕組みへの転換

- ・住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- ・地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- 地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

地域丸ごとのつながりの強化

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

専門人材の機能強化・最大活用

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

●全社協ビジョン

- ・国の地域共生社会形成を踏まえ、全国社会福祉協議会では「地域共生社会の実現」等に関連して、「全社協福祉ビジョン 2020」を以下のように定め、今後の活動の方針としています。

「全社協 福祉ビジョン 2020」がめざすこと

- 「全社協 福祉ビジョン 2020」では、全国の社会福祉組織・関係者がともに考え、2040 年を見据えつつ、2030 年までを取組み期間とし、取組みの方向性を提起。

※中間年である 2025 年に見直しを実施

「全社協 福祉ビジョン 2020」を羅針盤として、関係者がこれまで築き上げてきた社会保障・社会福祉を将来世代につなげるために役割を果たしていく

- 「全社協 福祉ビジョン 2020」では、国で進めている「地域共生社会」の推進と、国際的に進められている「SDGs＝誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を包含し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざす。

「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するため

社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員等は、以下の取組みを進める。

①重層的に連携・協働を深める

- ・社会福祉協議会は地域の多様な関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けて「連携・協働の場」になる
- ・社会福祉法人は「連携・協働の場」における地域のネットワークの中心として活動する

②多様な実践を増進する

- ・すべての人を対象に、居宅から施設までニーズに応じて多様なサービスを開発していく

③福祉を支える人材（福祉人材）の確保・育成・定着を図る

- ・働きやすく、働き続けられる職場づくりを進める
- ・多様な人材の参入を促進し、将来に向けて人材確保のすそ野を広げる

④福祉サービスの質と効率性の向上を図る

- ・質の向上と効率性の向上を同時に求めている
- ・福祉人材の多機能化、提供方法の見直し、ICT 等の技術の活用を進める

⑤福祉組織の基盤を強化する

- ・多様な資金の確保と職員の雇用の安定化を図る
- ・地域公益活動の促進を図り、非営利組織や企業等との協働を進める

⑥国・自治体とのパートナーシップを強める

- ・自治体とのパートナーシップを強化し、公的委託事業の質を確保するために継続性を確保
- ・地域生活課題の解決に向け、積極的な政策提言を行う

⑦地域共生社会への理解を広げ参加を促進する

- ・地域住民の参加の機会の拡充に向け、信頼関係の構築と情報発信に努める

⑧災害に備える

- ・「災害福祉支援センター（仮称）」の設置を図り、平時から「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の組織化を進め、災害福祉支援のネットワーク化と専門人材の養成を図る
- ・平時から体制整備を図るための公的資金の確保と法整備を実現する

●重層的支援体制整備事業

- ・地域共生社会実現の一環として、生活課題の一層の複雑化・深刻化に対応するため、市町村において「包括的な支援体制」の構築を推進する事業として、重層的支援体制整備事業が令和3年の社会福祉法改正により創設されました。
- ・課題を抱える人・世帯の発見、専門機関での総合的な支援に加え、本人と地域社会とのつながりや、地域での交流や活躍を作り出す参加支援や地域づくりの推進が必要とされています。

3つの支援事業を一体的に実施

包括的相談支援事業	①介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施 ②複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施 ③必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施
参加支援事業	○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施 （※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど （※2）就労支援、見守り等居住支援など
地域づくり事業	○介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施 ○事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

3つの支援事業を支える事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・支援が届いていない人に支援を届ける
- ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける
- ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

多機関協働事業

- ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・支援関係機関の役割分担を図る

●近年の生活課題の状況（国による調査や調査報告）

- ・国全体での社会情勢として、自然災害発生が相次いでいること、さらに、経済的な課題、ヤングケアラーやひきこもりなども危惧される状況にあります。

年度	出来事・状況（関連事項を抜粋）
令和2年度	・「<u>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律</u>」の公布 市町村の包括的な支援体制構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制整備等の推進、医療・介護のデータ基盤整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化等の所要措置を講ずることなどを定める ・新型コロナウイルス感染拡大（緊急事態宣言等による各種行事等の開催自粛等） ・令和2年7月豪雨災害で熊本県南部にて大きな被害が発生 ・ヤングケアラーの実態に関する調査研究 ・単独世帯の割合は世帯総数の約4割に達し、ひとり親世帯数も増加（国勢調査）
令和3年度	・<u>重層的支援体制整備事業の施行</u> 市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、実施にあたっては「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施 ・厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」（2021（令和3）年）。未成年の子を育てるひとり親世帯は、母子世帯数が約119.5万世帯、父子世帯数が約14.9万世帯、約9割が母子世帯となっている。母子世帯の平均年間収入は272万円
令和4年度	・令和4年度予算から順次、「ヤングケアラー支援体制強化事業」等により、地方自治体における実態調査、関係機関研修、支援体制構築等の取組推進を開始 ・ひきこもりに対して市町村が相談支援、居場所づくり、連絡協議会・ネットワークづくりに加えて、相談窓口の周知などを任意で行う「ひきこもり支援ステーション事業」が開始
令和5年度	・新型コロナウイルスの感染法上の5類移行を受け、徐々に社会活動上の制限の緩和 ・令和5年版厚生労働白書（令和4年度厚生労働行政年次報告）一つながり・支え合いのある地域共生社会一発行
令和6年度	・令和6年6月12日施行の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記

第2章 計画課題の整理

1. これまでの取り組みの整理
2. 大津町の現状（統計資料から）
3. 地域福祉推進懇談会での地域課題
4. アンケート調査等
5. 高校生ワークショップ
6. 第3期計画の基本目標に対する実績と評価
7. 第4期計画の課題

1. これまでの取り組みの整理

(1) これまでの計画策定や取り組み状況

- 行政区単位での福祉座談会や地域福祉推進委員の配置などに取り組み、ふれあいサロンや世代間交流の地区行事などが進められています。
- 一方で、地域のまとまりの希薄化や新型コロナの影響などで、地域での座談会などが実施しにくい状況も生じています。

	第1計画策定までの 取り組み (平成18～20年度)	第1期計画 (平成21～26年度)	第2期計画 (平成27～31年度)
計画の主要事項	• 3年をかけて計画の熟慮 • 小地域（行政区）での福祉座談会の開催に関してのモデル地区での実施	• 小地域福祉活動の推進 • 行政区ごとの地域福祉推進委員の配置	• 小地域福祉活動だけでなく、地域コミュニティ活動全般の中での地域支え合い活動（ほりだしネットワークの推進）
計画の検討推進に関わる町・社協の取り組み	• 住民座談会でのワークショップ実施 （森、多々良、楽善、大津東、南杉水地区） • 県の開催する地域福祉の研修会に参加	• モデル地区事業の拡大 （引水、日吉ヶ丘、中陣内、北出口、中央、真木、あけぼの区） • 護川校区社協推進モデル事業（平成24年度～）	• 災害ボランティアセンター設置・運営 • 地域支え合いセンター運営 • 平成29年9月地域福祉推進懇談会「復旧・復興期の地域福祉を考える」
地域住民や事業所等の取り組み	• ワークショップ実施地区での自主的な各種の取り組み、サロンの開始、夏祭り等の行事	• 平成24年2月ボランティア協議会発足。設立準備会を経て発足 • サロン等の広がり	• 地震の際の自主的な安否確認、地域でのがれき撤去等 • 自主防災意識の高まり • 仮設住宅「みんなの家」での交流活動等
大津町の状況	• 人口は増加しているが、高齢者割合の増加、年少人口割合の減少が生じている	• 平成23年、全役場職員を対象に「地域福祉についての研修会（3グループに分けて実施）」	• 平成28年熊本地震による被害発生 全壊154棟、半壊1,372棟、部損壊3,831棟 • 仮設住宅81戸、みなし仮設230戸
社会情勢	• 地域福祉推進に関する各種検討	• 平成21年厚生労働省、初めて日本の貧困率を15.7%と発表（先進国中で最大） • 子どもの貧困も課題 • 平成22年観測史上最高の猛暑 • 平成23年3月東日本大震災発生	• 平成28年4月熊本地震発生 • 平成28年内閣府「若者の生活に関する調査報告書」より、ひきこもり状態にある方の姿を公表 • 地域福祉策定のガイドライン(平成29年)、地域福祉に求められる検討項目の広がり • 地域共生社会の実現(平成29年)

(2) 第4期への課題

- 生活課題の一層の深刻化や複雑化が進んでおり、専門的な相談対応が求められています。
- また、そのような課題を抱える人や世帯に対して、地域で支えるような地域づくりを進めることが地域福祉推進の課題といえます。

第3期計画（令和2～6年度）		第4期への課題
前半（コロナ禍期、令和2～5年度）	後半（第5類移行後、令和5～6年度）	
「ともに支え合う地域コミュニティづくり～大津モデルの実現」を目指す高齢者、障がい者、子どもなどすべての住民が助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現にむけて、より活発な地域コミュニティのネットワークづくり		主要取り組み事項の検討
- 重層的生活支援体制整備事業の取り組み検討（令和4年3月計画策定） - 人数制限のため2回に分けての地域福祉推進委員研修（令和4年度） - 年度ごとの取り組みのまとめ、評価	重層的生活支援体制整備事業での地域づくりについての関係者の情報交換会	重層的生活支援体制整備事業に象徴される生活課題の深刻化・複雑化に対応した地域づくりに関して、地域福祉推進での対応
各種活動の自粛、サロンや地域行事への影響	順次、サロンや地域福祉活動が再開。地区によっては自粛後、活動中止が続いているところもある	- コロナ禍での地域活動の影響への対応 - 地域運営にあたっての人材や後継者不足
令和3年新庁舎完成	世界的半導体メーカーTSMC工場の稼働。関連工場等の進出の動向	- TSMC進出に伴う状況変化への対応 - 外国人居住者への対応 - 中心部周辺での人口流入、町北部・南部での人口減、高齢化などの状況に応じた対応
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言に伴い各種の行事等の開催制限や自粛 - 令和2年7月豪雨災害 - ヤングケアラーに関する実態調査、世話をしている家族が「いる」と答えた人の割合は小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1% - 全国社会福祉協議会「全社協ビジョン2020」を策定 - IT技術の一層の進行	令和5年5月、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に移行。徐々に生活活動の制限が少なくなる	- 一層の生活課題の多様化、深刻化、複雑化等に対応した地域福祉推進 - 長期的な人口減少、高齢化への対応

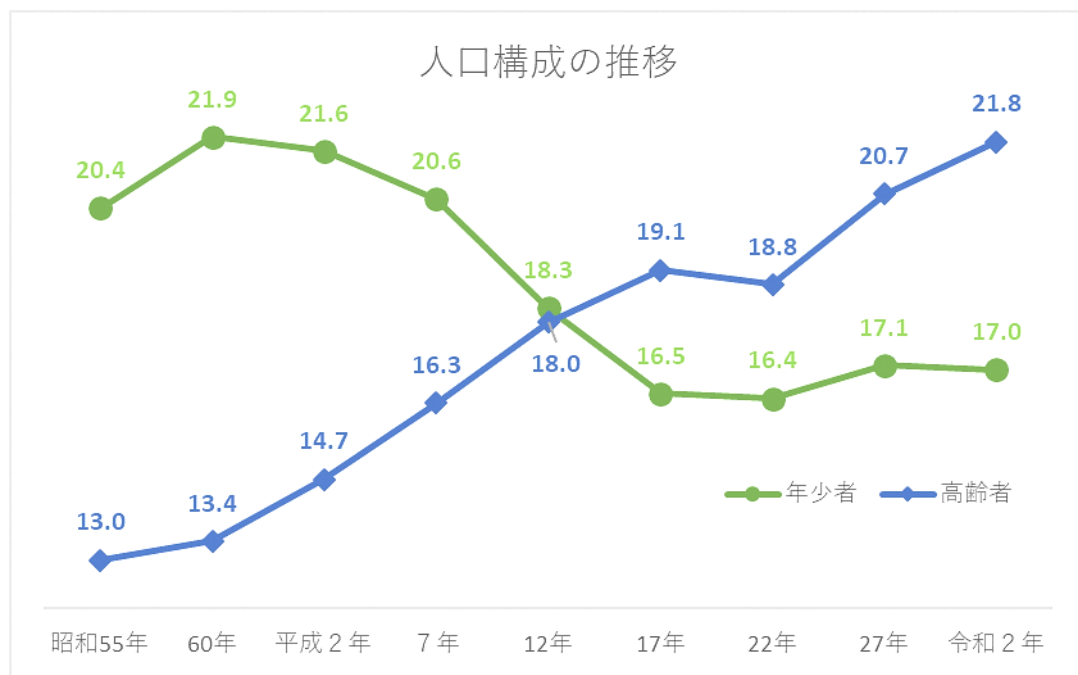
2. 大津町の現状（統計資料から）

（１）人口、年齢構成の推移

- ・令和２年国勢調査で、本町の総人口は 35,187 人となっており人口増加が続いている。
- ・15 歳未満の年少人口割合（年少人口率）は 17.0%。65 歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は、21.8%となっている。
- ・県内他市町村に比べ、高齢化率は低いもののそれでも高齢化率は増加傾向にあり、実数としても増えている。

国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

	総人口	年少人口 15 歳未満	生産年齢人口 15 歳～65 歳未満	高齢者人口 65 歳以上	年少人口割合 (%)	生産年齢人口割合 (%)	高齢者人口割合 高齢化率 (%)
平成 2 年	23,744	5,133	15,111	3,500	21.6	63.6	14.7
平成 7 年	26,376	5,445	16,634	4,296	20.6	63.1	16.3
平成 12 年	28,021	5,126	17,783	5,047	18.3	63.5	18.0
平成 17 年	29,107	4,810	18,530	5,553	16.5	63.7	19.1
平成 22 年	31,234	5,100	20,190	5,837	16.4	64.9	18.8
平成 27 年	33,452	5,706	20,813	6,933	17.1	62.2	20.7
令和 2 年	35,187	5,986	21,530	7,671	17.0	61.2	21.8



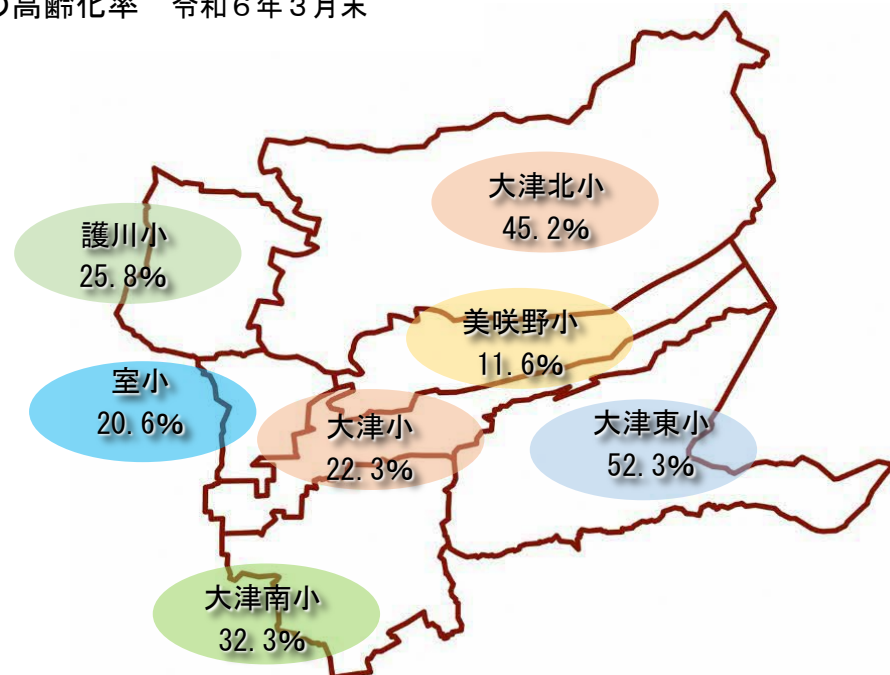
(2) 校区別人口増減・高齢化率等

- ・校区ごとの高齢化率をみると美咲野が11.6%であるのに対し、大津東が52.3%、大津北が45.2%などと地区による違いが大きい。

住民基本台帳（各年3月31日現在）

校区	平成26年（2014年）			平成31年（2019年）			令和6年（2024年）		
	人口	世帯数	高齢化率（%）	人口	世帯数	高齢化率（%）	人口	世帯数	高齢化率（%）
大津	11,858	4,811	18.0	13,238	5,385	20.7	13,172	6,080	22.3
大津北	1,862	691	34.4	1,661	682	39.9	1,450	675	45.2
大津東	1,556	562	36.9	1,364	556	45.2	1,205	545	52.3
大津南	3,746	1,408	27.4	3,570	1,414	31.4	3,586	1,576	32.3
美咲野	4,584	1,515	7.5	4,874	1,590	8.8	5,617	2,020	11.6
室	6,407	2,666	17.4	7,474	3,049	19.4	7,162	3,429	20.6
護川	2,822	1,093	24.2	2,801	1,192	26.8	3,031	1,356	25.8
組外	618	348	8.4	869	442	10.8	722	381	14.1
計	33,453	13,094	19.6	35,851	14,310	21.9%	35,945	16,062	23.3

校区ごとの高齢化率 令和6年3月末



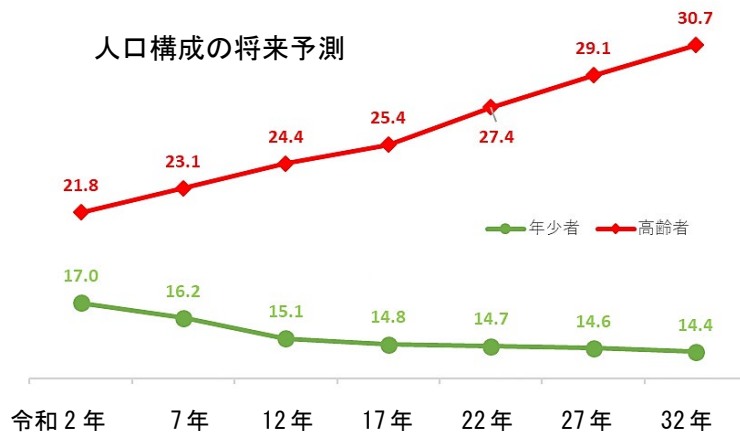
(3) 将来人口推計

- 2020年の国勢調査人口をもとに国立社会保障・人口問題研究所が将来人口推計を行っている。
- 高齢化率は高くなっていくが、その中でも生活課題を抱えがちな75歳以上の後期高齢者の割合の増加が大きい。
- このような人口状況を踏まえた地域での支え合いを進めていく必要がある。

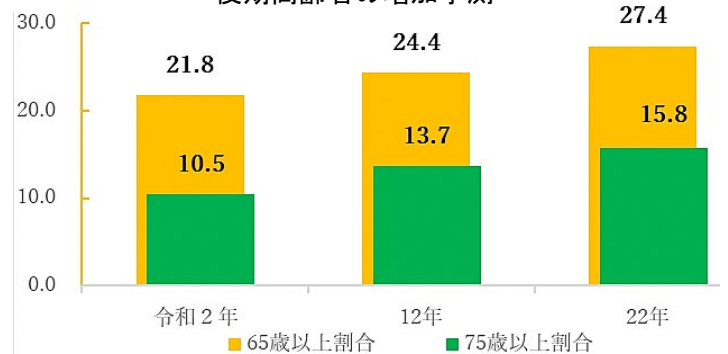
国立社会保障・人口問題研究所

	人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	(再掲)75歳以上	年少人口割合(%)	生産年齢人口割合(%)	高齢者人口割合(%)	(再掲)75歳以上割合(%)
令和2年(2020年)	35,187	5,986	21,530	7,671	3,709	17.0	61.2	21.8	10.5
令和7年(2025年)	36,213	5,851	21,998	8,364	4,371	16.2	60.7	23.1	12.1
令和12年(2030年)	36,841	5,579	22,275	8,987	5,041	15.1	60.5	24.4	13.7
令和17年(2035年)	37,219	5,516	22,265	9,438	5,525	14.8	59.8	25.4	14.8
令和22年(2040年)	37,324	5,484	21,626	10,214	5,880	14.7	57.9	27.4	15.8
令和27年(2045年)	37,126	5,435	20,895	10,796	6,034	14.6	56.3	29.1	16.3
令和32年(2050年)	36,639	5,285	20,091	11,263	6,525	14.4	54.8	30.7	17.8

人口構成の将来予測



後期高齢者の増加予測



	令和2年	令和12年	令和22年
総人口	35,187人	36,841人 (1.05倍)	37,324人 (1.06倍)
65歳以上	7,671人	8,987人 (1.17倍)	10,796人 (1.33倍)
75歳以上	3,709人	5,041人 (1.36倍)	6,034人 (1.59倍)

(4) 高齢者世帯の様子

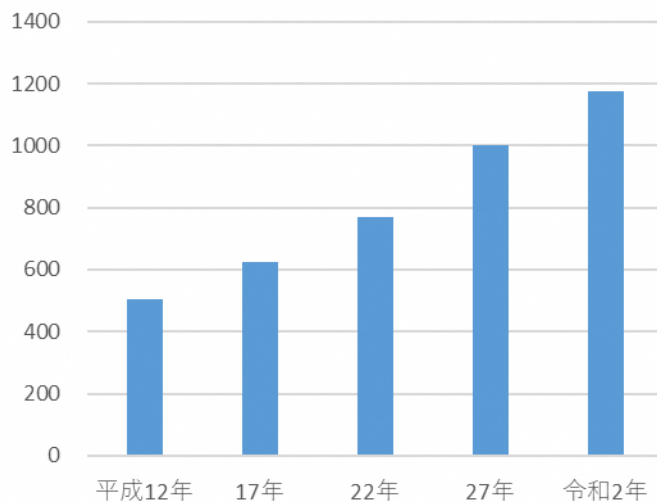
- 令和2年国勢調査では、一般世帯14,135世帯のうち、65歳以上の高齢者のいる世帯は4,830世帯で34.2%となっている。
- また、単身世帯（高齢者でひとり暮らし世帯）は全体の8.3%、高齢の夫婦のみ世帯は10.1%、あわせて18.4%となり、約5世帯に1世帯が高齢者のみで暮らす世帯となっている。

国勢調査（各年10月1日現在）

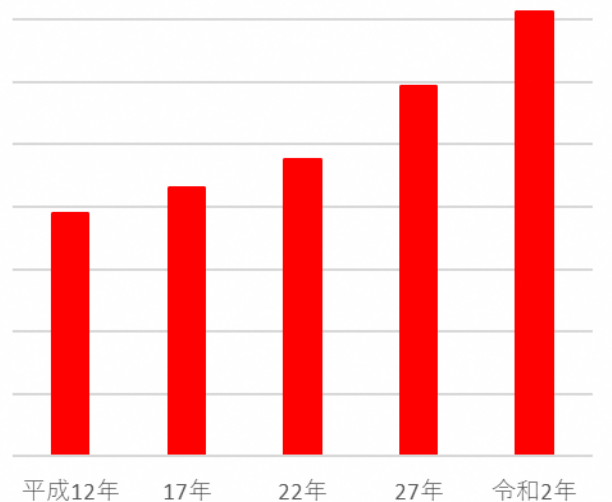
	一般世帯数 A	65歳以上の親族のいる一般世帯							
		総数 B	割合(%) B/A	単身世帯 C	割合(%) C/A	夫婦のみ 世帯数 D	割合(%) D/A	その他の 世帯数 E	割合(%) E/A
平成17年	9,770	3,487	35.7	625	6.4	863	8.8	1,999	20.5
平成22年	11,451	3,766	32.9	771	6.7	952	8.3	2,043	17.8
平成27年	12,678	4,340	34.2	1,002	7.9	1,188	9.4	2,150	17.0
令和2年	14,135	4,830	34.2	1,175	8.3	1,425	10.1	2,230	15.8

高齢者世帯の状況（数値は世帯数）

ひとり暮らし世帯



夫婦のみ世帯



(5) 平均寿命と健康寿命

- ・大津町の平均寿命は令和 2 年でみると男性 82.4 歳、女性 88.5 歳となっており、年々平均寿命は長くなっている。また、男女ともに県平均より長い。なお、熊本県の場合は平均寿命が全国平均よりも長いものの健康寿命※は長くない。そのため、健康寿命を延ばすことが必要となっている。

※健康寿命：「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」厚生労働省が、統計的な処理をして算出

市区町村別生命表

	大津町		熊本県		全国平均	
	男	女	男	女	男	女
平成 17 年	79.7	86.6	79.22	86.54	78.79	85.75
平成 22 年	80.6	87.4	80.29	86.98	79.59	86.35
平成 27 年	81.8	87.8	81.22	87.49	80.77	87.01
令和 2 年	82.4	88.5	81.91	88.22	81.5	87.6

参考：熊本県の平均寿命と健康寿命（令和 6 年 12 月発表）

	男性	女性
平均寿命（令和 2 年）	81.91 歳 全国 9 位	88.22 歳 全国 5 位
健康寿命（令和 4 年）	72.21 歳 全国 31 位	75.34 歳 全国 31 位
平均寿命と健康寿命との差	9.70 歳	12.88 歳

参考：熊本県の平均寿命の推移

	男性		女性	
	平均寿命	全国順位	平均寿命	全国順位
昭和 45 年	69.1 歳	32 位	75.0 歳	26 位
昭和 55 年	73.6 歳	17 位	79.4 歳	12 位
平成 2 年	76.3 歳	19 位	82.9 歳	3 位
平成 12 年	78.29 歳	4 位	85.36 歳	4 位
平成 22 年	80.29 歳	4 位	86.98 歳	4 位
平成 27 年	81.22 歳	7 位	87.49 歳	6 位
令和 2 年	81.91 歳	9 位	88.22 歳	5 位

(6) 認知症人数の推移

(要介護認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅱa」※以上(主治医意見書による))

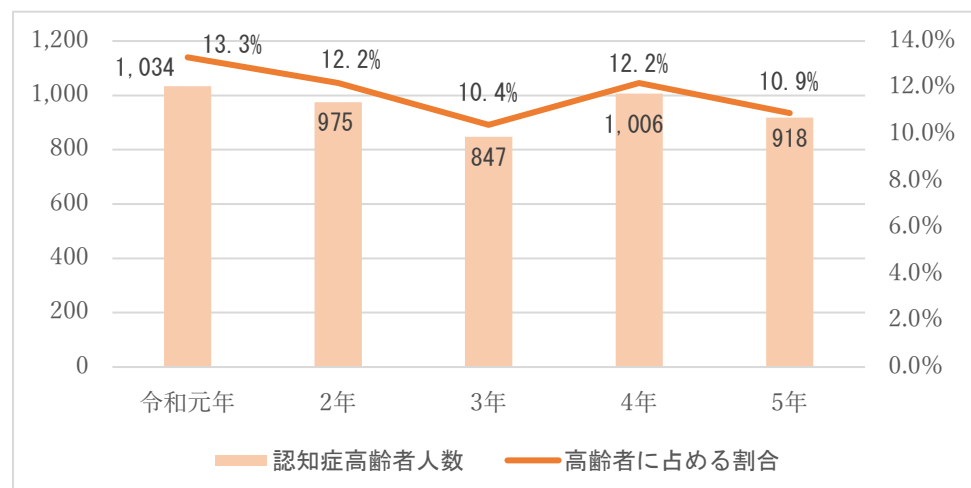
※Ⅱaの症状例：たびたび道に迷うなど、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等

- ・令和5年は、認知症の症状のある人は918人で、65歳以上人口の10.9%、約10人にひとりとなっている。
- ・認知症への理解や早期発見等の対策が必要とされている。

町役場資料

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知症高齢者 A	1,034	975	847	1,006	918
65歳以上人口 B	7,746	7,963	8,166	8,259	8,391
A/B × 100(%)	13.3	12.2	10.4	12.2	10.9

認知症の状況



(7) 介護保険要介護認定状況

- ・令和5年度の介護保険の認定状況をみると第1号被保険者(65歳以上被保険者)8,292人のうち介護認定を受けている人は1,594人で、認定率は19.2%となっている。
- ・逆にみると8割前後の人は介護認定を受けずに過ごしていることになり、介護予防の推進や健康寿命を伸ばすことが必要とされる。

介護保険事業状況報告年報9月末現在

	第1号被保険者	認定者数	認定率(%)
令和元年度	7,686	1,473	19.2
令和2年度	7,882	1,528	19.4
令和3年度	8,069	1,566	19.4
令和4年度	8,160	1,594	19.5
令和5年度	8,292	1,594	19.2

(8) 介護保険料（基準額）

- ・介護保険料は3年ごとに見直しが実施され、高齢者の増加等により増加傾向にある。
なお、全国平均や熊本県平均より高くなっている。
- ・将来を見据えた介護費用抑制のための健康づくりと介護予防の推進が重要課題である。

	第5期 24～26年度	第6期 27～29年度	第7期 平成30年度～ 令和2年度	第8期 令和3年度～ 5年度	第9期 令和6年度～ 8年度
大津町	5,100円	5,600円	6,750円	6,400円	6,400円
熊本県	5,138円	5,684円	6,374円	6,240円	6,190円
全 国	4,972円	5,514円	5,869円	6,014円	6,225円

(9) 関連状況

●外国籍の人口

- ・国勢調査での外国籍の人口は近年、特に増加している。
- ・令和2年で1.2%となっている。

	町人口	外国人	
		人数	割合(%)
平成22年	31,234	109	0.35
平成27年	33,452	120	0.36
令和2年	35,187	423	1.20

●障がい者に関する状況

- ・障がいや生活保護等の状況は以下のようになっている。
- ・人数等に年度の変化はあるものの、一定程度、課題を抱えがちな人や世帯が、地域に間近にあることを示している。

各年3月末時点（総人口は住民基本台帳）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	1,179	1,176	1,169	1,172	1,168
精神障害者保健福祉手帳	245	267	292	334	372
療育手帳	342	346	357	389	402
計（A）	1,766	1,789	1,818	1,895	1,942
総人口（B）	35,162	35,434	35,757	35,843	35,945
A/B×100（%）	5.02	5.05	5.08	5.29	5.40

●生活保護の状況

各年3月末時点。保護率は人口比（＝受給者／町総人口）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活保護世帯	173	171	182	184	186
保護率‰※	6.99	6.65	7.06	6.80	7.20
県平均保護率	14.07	14.02	13.97	13.98	13.99
※保護率単位パーミル（千分率）					

●生活困窮に関する相談件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
新規相談件数	81	152	137	83	76

●権利擁護等相談件数

	権利擁護・ 成年後見制度相談	消費者被害相談	高齢者虐待相談
令和元年度	10	84	14
令和2年度	18	83	7
令和3年度	17	89	8
令和4年度	22	85	12
令和5年度	14	90	15

●ひとり親（母子・父子）世帯※の状況

※ひとり親（母子・父子）世帯：未婚、死別又は離別の女親または男親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯

国勢調査

	一般世帯数	男親と子ども からなる世帯		女親と子ども からなる世帯		合計	
		世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
平成22年	11,451	122	1.07	824	7.20	946	8.27
平成27年	12,678	153	1.21	1,028	8.11	1,181	9.32
令和2年	14,135	166	1.17	1,203	8.51	1,369	9.68

(10) 高齢者社会活動状況

●65 歳以上就業率

- ・何らかの収入を得ている本町の 65 歳以上就業率は令和 2 年で 26.62%となっており、年々増加する傾向にある。

国勢調査

	大津町就業率	県内順位	熊本県平均	全国平均
平成 22 年	18.55%	30	19.06%	20.35%
平成 27 年	22.73%	23	21.94%	21.94%
令和 2 年	26.62%	25	25.78%	24.69%

●老人クラブ加入状況

- ・60 歳以上で老人クラブに加入している人は、令和 5 年度は 3.9%で減少傾向にある。

熊本県高齢者支援課調べ

	60 歳以上人口 (人) A	老人クラブ数	会員数	加入率 (%) B / A
令和元年度	9,774	22	673	6.9%
令和 2 年度	9,938	22	649	6.5%
令和 3 年度	9,911	18	550	5.5%
令和 4 年度	10,050	18	506	5.0%
令和 5 年度	10,162	15	397	3.9%

●シルバー人材センター活動状況

- ・大津町シルバー人材センターには令和 5 年度で 287 名の会員がおり、年間約 1,000 件の業務を受注している。

熊本県高齢者支援課調べ

	3 月末会員	就業延べ人員 (人日)	受注件数 (件)	契約金額 (千円)
令和 3 年度	305	24,932	1,028	125,135
令和 4 年度	306	26,575	993	142,773
令和 5 年度	287	25,256	1,021	134,647

●住民運営の通いの場

- ・体操や趣味活動などを行う住民運営の通いの場が開かれているが、令和２年度、３年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、開催箇所が減っている。

厚生労働省：介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況

	合計		開催頻度					
			週１回以上		月２回以上		月１回以上	
	箇所数	参加者 実人数	箇所数	参加者 実人数	箇所数	参加者 実人数	箇所数	参加者 実人数
令和元年度	19	352	9	188	3	40	7	124
令和２年度	14	247	5	99	5	88	3	38
令和３年度	17	289	7	122	5	92	5	75
令和４年度	20	333	9	143	5	86	6	104

令和２年は「開催頻度を把握していない」が１か所 22 人あり、合計数は合わない

3. 地域福祉推進懇談会での地域課題

- ・行政区嘱託員、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員等で情報交換を行う地域福祉推進懇談会で、校区ごとに地域の課題を話し合いました。
 - ・小学校区ごとに隣接する複数行政区の参加者（5～8 名程度）でグループワーク
 - ・令和 5 年度の同懇談会で出された課題を校区ごとに箇条書きにしたものを、令和 6 年度にグループで意見交換
 - ・グループごとに特に課題と思われる事項を 3 つ程度抽出
- ⇒校区ごとに意見の多かった課題を太文字、令和 6 年度に加えて出された意見に下線

●大津小

区分	課 題
交通問題	交通量が増え、交通渋滞や通学路の安全確保が課題 ・交通問題の対策として、スピード規制の看板を設置してはどうか。 ・歩道が水路やガードレールで歩行者の逃げ場のない箇所がある。
新規転入者や外国人の急増	以前は夏祭り等をしていたが、地域の交流や把握ができていない。アパートや戸建てが急増加しており、寄り合いの場が少なくなった。 ・寄り合いがあっても集まりが悪い。上鶴区は初寄りがなくなっている。 自治会運営や区役（草刈り等）が課題。管理作業を町内会で担っているが、高齢化で計画しづらい。 アパートの方等、自治会（町内会）未加入者がいる。ゴミ出しトラブルがある。 ・戸建ての方も未加入。自治会の役が回ってくる前に自治会を辞める方がいる。 空き家がアパートや新たな戸建てに変わっている。 外国人の方が増え、コミュニケーションやゴミの問題が今後出てくるのではないかと。
子どもの居場所	子どもの声を聞かなくなった。子ども会の活動が少なくなり、同居家族も少ないので文化伝承や行事が減っている。 幼児向けの子どもの居場所はあるが、小学校高学年以上の居場所が少ないのでは。 ・家にこもってゲーム。1 人で留守番をしていることも周りは分からない。
高齢者への目配り	高齢者が増えているためか回覧板の遅配や行方不明がある。一人暮らしが多く目が届かない場合がある。 高齢者が増えており認知症の方が増えていくのではと心配。 高齢者が多いが集まる場所がない。 高齢者の移動手段が無い。地域で送迎する時の手段が無い。
その他	・引水東区は世帯数が増加している。区を分離してほしい。 ・クーリングシェルターが近くに無い。 ・灰塚区では、小学校が遠いことが課題。50 年前の校区決めが今も継続しているため見直しの声が多数ある。

●大津北小

区分	課 題
交通問題	大型車や通り抜ける車が増えた。安全確保が課題。
コミュニティの継続	後継者の不足や流出。地域行事や消防団に入る人が少ない。 子どもが少ない。地域内での交流や会話が減った。地区の飲み方が減った。 40～50 代の独身者が多い。
高齢者の課題	高齢者が増えている。見守りや老老介護が心配。
環境悪化	環境悪化が課題。猪や鹿が増えている。空き家や空き地、荒れた竹林がある。
その他	・矢護川地域では TSMC の影響はない。矢護川を活性化するためには、補助金等の支援をする必要があるのではないかと。

●護川小

区分	課 題
交通問題	工場（建設）関連の大型車の交通量が増え、交通渋滞や登下校時の安全確保が課題。 ・通学路にカーブミラーを設置する等の対策が必要。
新規転入者 や外国人の 急増	アパートや戸建てが急増加しており、転入者の自治会加入者が減少している。地域の環境美化（区役）やごみ収集所の管理がこれまでのように十分にできない。 ・転入時、自治会加入への促しが無い。 住民課に確認。行政区ごとに自治会加入のパンフレットを配布することは難しい。 統一したものであれば配布ミスもない。 外国人の転入者が増えてくると想像している。これからどのような課題が出てくるか。あらかじめ準備しておくことはないか。 ・小林区：ベトナム ・杉上区：中国、ベトナム、ネパール、インドネシア
コミュニティ の継続	自治会運営の役員や担い手が高齢化しており、区役や地域行事の継続が危ぶまれている。
子どもの居 場所	子ども会の活動が停滞・停止している。子ども会の活動や運営の見直しが必要か。子どもが安心して遊ぶことができる場所が減っている。無い。
高齢者の課題	買い物や病院等の移動に困っている高齢者が多い。見守りの必要性も感じる。 ・移動販売は来るが利用者が少ない。 ・免許返納の見極めが必要。
環境悪化	自然災害への備え。水路の整備やその周辺環境の整備が必要。
その他	・今回の懇談会になぜ地区担当職員が参加していないのか。 ・類似した課題の多い南杉水地区で、プロジェクトチームを作り、町、社協、地域が一緒になって課題解決に取り組むような仕組みが必要ではないか。

●室小

区分	課 題
交通問題	交通量が増え、交通渋滞や安全確保が課題。 ・組長をしている若い世代より、「国道 325 号線までの生活道路をゼブラゾーンにしてほしい」という要望が出ていた。
コミュニティ の担い手不足	自治会運営や区役（草刈り等）、地域の担い手（後継者育成）が課題。民生委員の担い手がいない。
コミュニティ の混乱	外国人の転入者が増えている。これからどのような課題が出てくるか。あらかじめ準備しておくことはないか。 ・戸建て住宅に 5～6 人の外国人が一緒に住んでいる様な事例もある。 地域の交流や把握ができていない。アパートや戸建てが急増加している。高齢化している既存の住民と転入者とで地域内で違いが生まれている。
高齢者の課題	高齢者が増え、認知症の方も増えていくのでは。
環境悪化	野良猫が増加している。エサをあげる住民がいることが原因のようだ。
その他	・その他の課題としてゴミの分別の課題がある。ゴミの分別が悪い。楽善区はゴミステーションに防犯カメラを設置した。 ・ミニデイを月 2 回実施してほしい。

●美咲野小

区分	課 題
交通問題	周囲の交通量が増え、住宅内を通り抜ける車があり、速度制限（30km/h）を守っていない。夜間にも通り抜ける車が増えた。 交通の便が悪い。バスの便数が少なく、自家用車に依存している。
コミュニティの希薄化	隣家や近隣との関わりが薄い。
防犯や環境問題	昼間の人口減で防犯の必要性がある。 貯水池周囲の雑草が繁り視界が悪くなっている。 飼い犬のフン害トラブル。
コミュニティの担い手不足	地域の担い手（後継者育成）が課題。 子ども会がなくなった。
高齢化への対応、通いの場への取り組み	高齢化が進みつつある。20～30年後が心配。 ・美咲野自治会として、通いの場に取り組んでみてはどうか。 ・美咲野は徒歩圏内にスーパーがなく、移動販売の必要がある。通いの場を開催し、開催中に移動販売にきてもらってはどうか。 →懇談会終了後に美咲野 1 丁目区長に声かけ。3 丁目集会所での老人クラブの様子を情報提供し、まずは様子を見学に行かれるとのこと。
その他	・転入者のゴミ捨てマナーができていない。外国人の転入者については、リーダーを決めてもらい、リーダーとやり取りするような仕組みがあればよいと思う

●大津南小

区分	課 題
交通問題	交通量が増えた。交通事故や朝夕の登下校時の子どもの見守り・安全確保が課題。 ・下町区の中を通り抜けていく車が増えた。交通渋滞がひどい。
コミュニティの担い手不足	地区の役員・担い手が少ない。現役で仕事をしている役員さんが忙しそうだ。 ・区役の負担が増えている。 行事やイベントが減ったり、スポーツ大会等の参加者が減っている。 ・3 年前から岩坂区民祭を 10 月に開催している。 ・今の集会と 10 年前の集会はやり方が異なっている。隣の人が区役に来ない。
外国の方とのコミュニケーション	外国人の方と会話が通じずコミュニケーションが図れない。 ・外国人が増えている。
子どもの居場所	子どもの地域活動が減っている。テレビゲーム等で地域の人と関わる行事や遊びが少ない。高齢者との関わりがあれば知識や経験を伝承して、年長者を敬う心が育つのでは。
高齢者の課題	高齢者や要介護者等の交通手段・移動手段が課題。日常的な病院受診や買い物等。 ・高齢者が増えた。あらいクリニックには乗り合いタクシーでは行けないことが不便。 老人クラブ活動が減少して、高齢者の交流の場が少ない。公民館は集まる場所としては使いにくいかもしれない。 ・老人クラブがなくなっている。ミニデイ、サロンを月 1 回実施している。集う場所が少ない。
防災	白川の水害や風害が心配。日頃からできる備えはあるか。 ・白川より南の地区は避難場所がない。避難場所へ行くために増水している川を渡る必要がある。
その他	・全ての課題の原因が高齢化であると思う。 ・中陣内区は住宅が増えているが、新たに入居した人が全く分からない。 ・運動する施設はお金が取られる。地域に公園だけでなく、サイクリングロード等、運動できる場所を作る必要がある。 ・鍛冶区は敬老会を実施している。社協へ相談し、落語のボランティアを紹介してもらった。今度、秋祭りを予定している。

●大津東小

区分	課 題
コミュニティの担い手不足	地域が高齢化しており、後継者の不足。区役が思うように行えない。 ・区役は高齢化で参加人数が減るが、面積は変わらないか増えていっている。
高齢者等の課題	高齢夫婦世帯や高齢の男性一人暮らしが増えており、孤立化が心配。 高齢者の交通手段・移動手段が課題。日常的な病院受診や買い物等。 ・かかりつけ医である「あらいクリニック」まで乗合タクシーでは行けない。 高齢者の集まり・サロン等の参加者が少ない。また、次の世代の参加が少なく、今後のコミュニティが心配。 ・高齢者の集まりの参加者が固定化されている。今の集まりに次の世代が入るのは難しいため、次の世代の集まりが作れたら参加者も増えるのではないだろうか
環境問題	環境悪化が課題。猪や鹿が増えている。管理のできていない（できない）空き家や空き地がある。 ・空き家をねぐらにしているようだ。
防災	自然災害（特に水害）が心配。日頃からできる備えはあるか。 ・避難場所が白川を渡ったところにあるため、実際に高齢者全員を安全に避難させられるか分からない。
その他	・全部が課題

出された意見に対して、地域福祉の観点から、次のような取り組みが考えられます。

●課題に対する地域福祉としての取り組み例示

町の様々な分野に関わる課題も多くありますが、近隣や各行政区等の地域で取り組みが考えられる例示が次のようにあげられます。地域の課題に地域で取り組むことが地域福祉の役割と考えます。

○子どもの交通安全

- ・ゼブラゾーンやカーブミラーの設置、防犯灯の設置などは行政嘱託員を通して町や警察に相談。地区の課題に関する話し合いがポイント
- ・中陣内区で取り組まれたような特に危険な場所での地域住民有志による見守り活動
- ・町民有志による登下校の見守り
- ・青色防犯パトロールでの地域巡回

○子どもの居場所・地域での活動

- ・楽善区ふれあいコンテナ回収時のリヤカーを使用した資源物回収の巡回と地蔵祭り
- ・大津東区、あけぼの区等での夏祭り、多々良区でのどんどやなどの年中行事など
- ・中陣内区での相撲大会、おおつかの郷への「出張お地蔵さん」での入所者との交流

○高齢者等の課題

- ・ 基本的な見守り活動や声かけへの近隣での配慮
- ・ サロンや通いの場等の開催。まずは他の地区の見学（社協に相談）、開催の仕方の検討、お試しサロン
- ・ 普段と変わった状況への気づきと、民生委員・児童委員や地域福祉推進委員、町や社協等へのつなぎ
- ・ ちょっとした困りごとへの近隣での手伝い、生活支援

○コミュニティの担い手不足

- ・ 地区の活動への負担軽減の工夫
- ・ 行事等ができなくなっても、基本的な近隣交流を保つ意識の継続
- ・ 比較的若い人や、地区の高校生などの参加を促す工夫
- ・ サロンなどへの中学生や高校生の参加を図る取り組み

○防犯の課題

- ・ 地域全体での防犯意識を高める（防犯カメラや街灯、注意書き等）
- ・ 防犯に関する町や警察の出前講座等の活用
- ・ 子ども110番の家

○外国人や新規転入者とのコミュニケーション

- ・ 地域でのごみ出しや町広報や回覧板等のルールのご案内
- ・ 地域行事等への案内
- ・ 区域のリーダーを決めてもらい、その人を通してやり取りをする
- ・ 防災や防犯は若い転入者にとっても関心事と考えられ、防災活動などを通じたコミュニケーションづくり



4. アンケート調査等

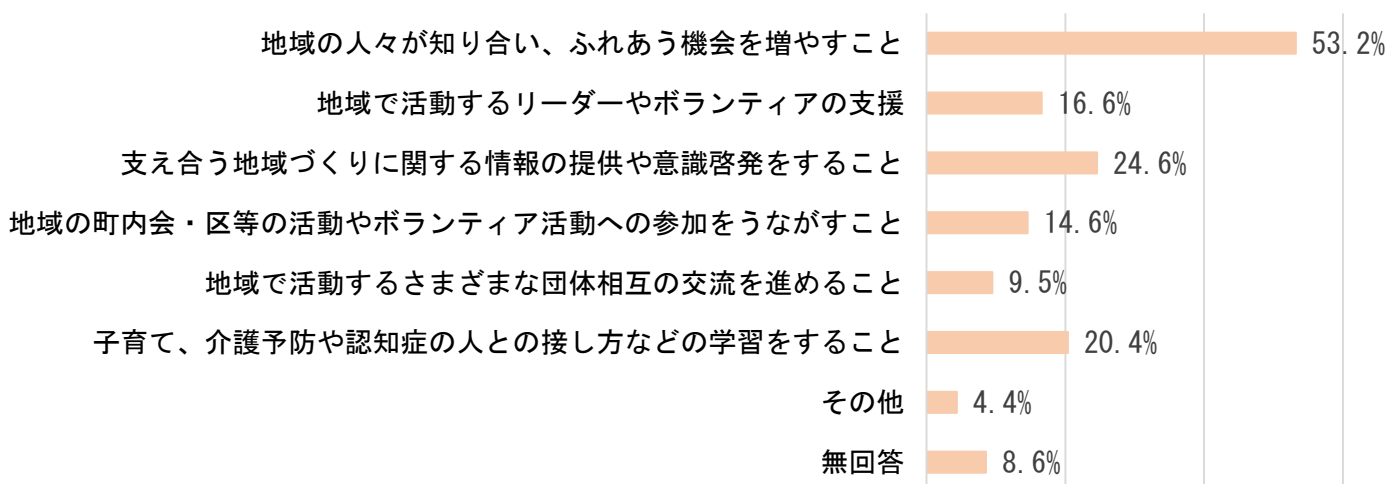
●町民アンケート

大津町が毎年行っている住民アンケート調査において、地域福祉に関する次のような設問を設けました。

問 あなたは、住民同士がともに支え合う地域づくりをすすめるために、どのようなことが必要だと思いますか。【2つまでに○】

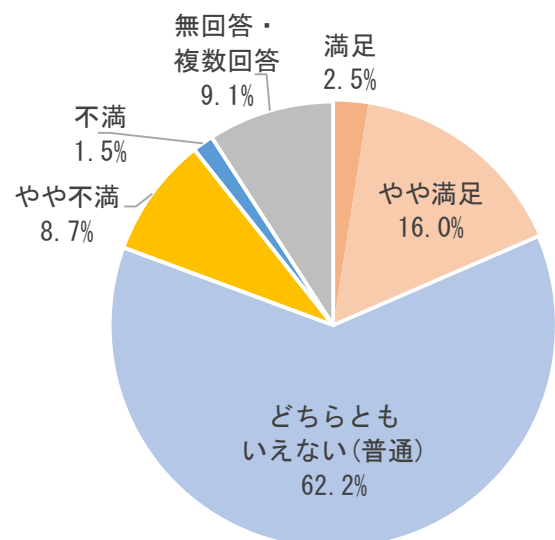
最も多い回答は「地域の人々が知り合い、ふれあう機会を増やすこと」で半数を超える53.2%となりました。支え合いの基本として「顔見知り、ふれあい」が望まれていることを示しています。

他の項目についても10～20%ほどの回答が寄せられており、幅広い取り組みが期待されています。



問 地域福祉の充実（地域全体での支えあい）の現状の満足度

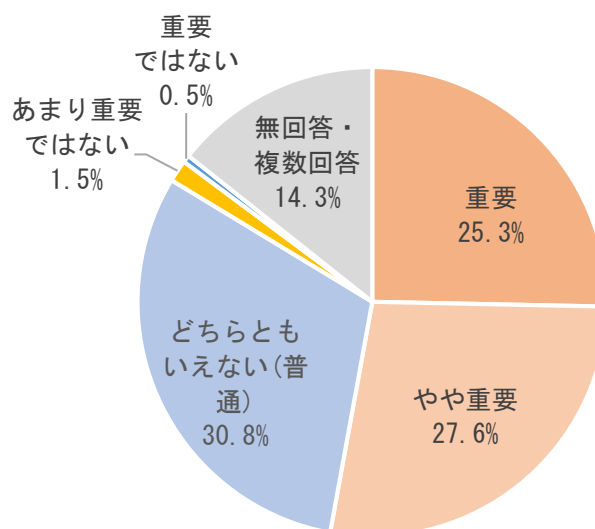
「満足」が2.5%、「やや満足」が16.0%となり、2つで18.5%となります。これは「やや不満」の8.7%、「不満」の1.5%よりは多いものの、より満足度を高めることが必要とされています。



問 地域福祉の充実（地域全体での支え合い）の今後の重要度

「重要」が 25.3%、「やや重要」が 27.6%となり、合わせて 52.9%と半数を超えています。

これは「あまり重要でない」が 1.5%、「重要でない」が 0.5%であるのに対して大きい割合であり、地域福祉が大事であると意識されていると言えます。



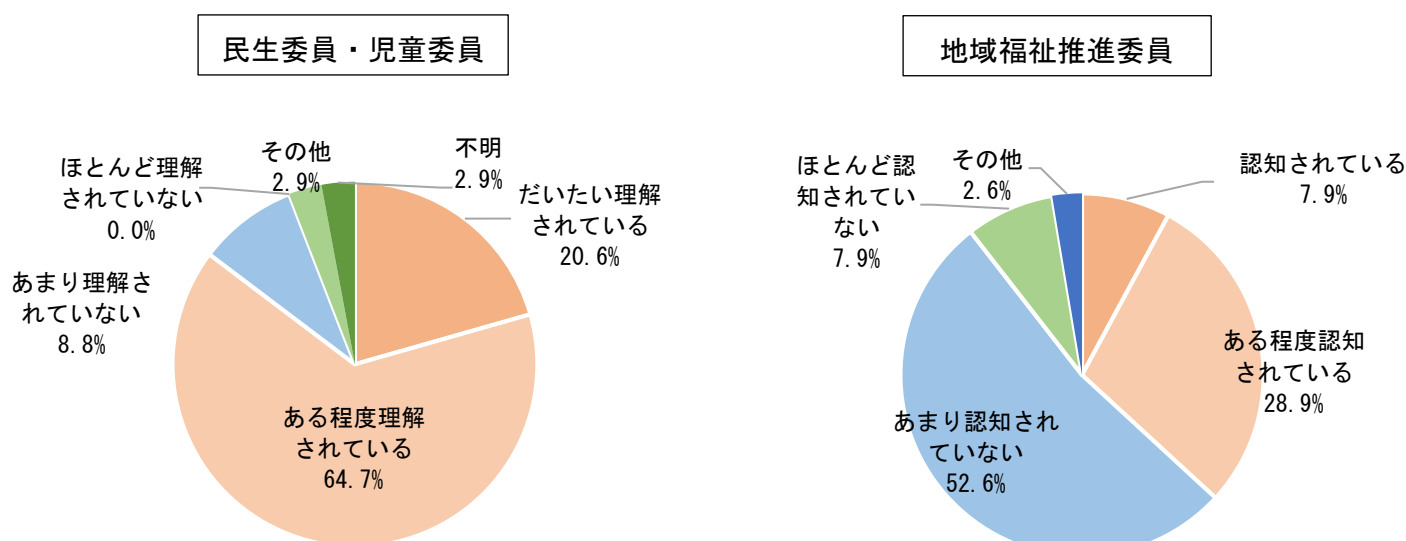
●民生委員・児童委員、地域福祉推進委員アンケート

◎アンケート調査の目的

本計画を策定するうえで、地域における福祉サービスの利用や地域福祉活動への住民参加についての町民の意識や意見など、地域福祉に関する活動に携わる、民生委員・児童委員及び地域福祉推進委員の状況や意見を伺い、計画の基礎資料とするために本アンケート調査を実施しました。

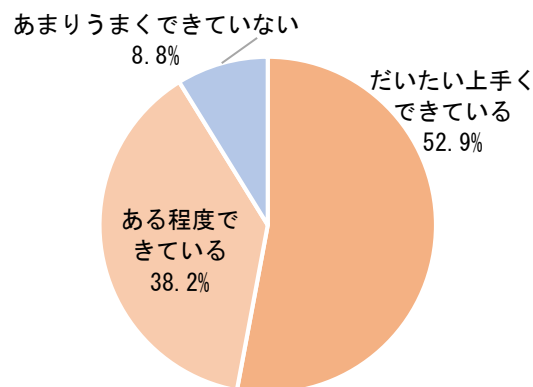
問 民生委員・児童委員、地域福祉推進委員の認知状況

民生委員・児童委員は「だいたい理解されている」「ある程度理解されている」を合わせ、約 85%理解されているのに対し、地域福祉推進委員は約 40%弱と地域の人に十分に認知されていない状況が伺えます。



問 民生委員・児童委員の活動の状況

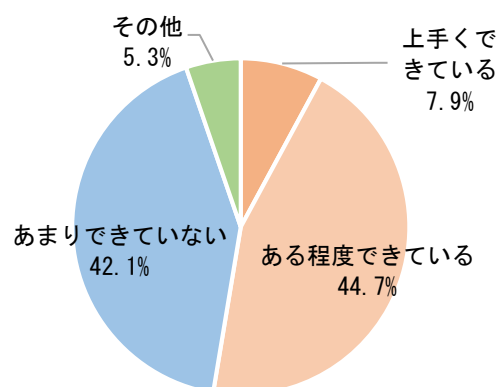
全体では90%の方が訪問活動を概ねできている状況です。少数ではありますが、できていない方へのフォロー等が必要とされます。



問 地域福祉推進委員としての活動の状況

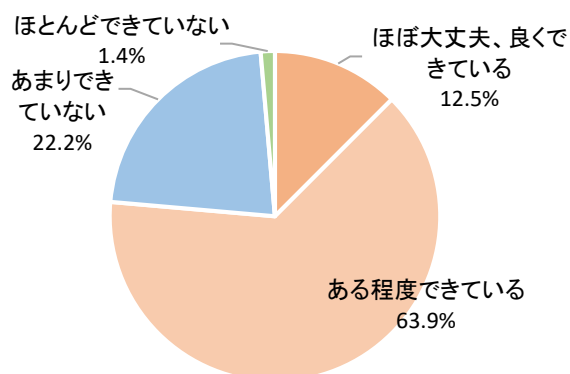
地域福祉推進委員では約半数の方が活動をあまりできていない状況です。

地域福祉推進委員の活動を知られていない、委員自身もどう活動して良いのか分からないとされる方もあり、意見交換やマニュアル、勉強会、広報などを進める必要があります。



問 地区での支え合いの状況

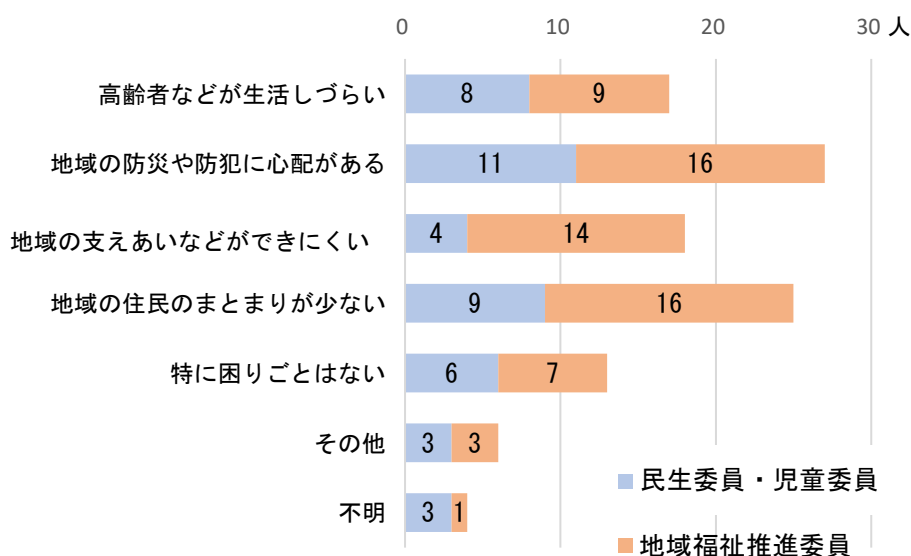
地区での支え合いは、「良くできている」「ある程度できている」を合わせ、約75%となり、概ね支え合いができています。しかし「あまりできていない」「ほとんどできていない」とする回答もあります。



問 地区での困りごと

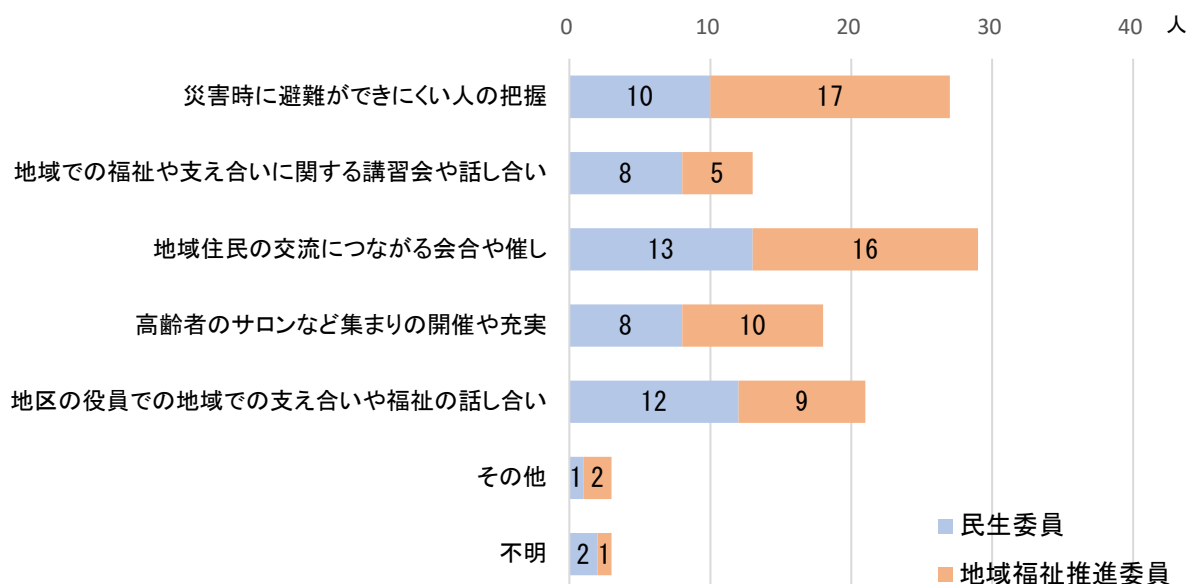
地区での困りごとは、「防災や防犯に心配がある」「住民のまとまりが少ない」をあげた方が多くなっています。

また、校區別でみると、山間部の多い校区では高齢者の関わる項目、また、新規に住宅が増加しているところなどで住民同士の支え合い、まとまり等の課題があげられています。



問 今後、地区で取り組めたらよいこと

地区で取り組めたらよいこととして、「地域住民の交流につながる会合や催し」「災害時に避難ができてにくい人の把握」をあげた方が多くなっています。地域住民の交流によるつながりの強化や災害時を想定した取り組みが期待されています。



問 活動をよりしやすくするために、必要なもの

民生委員・児童委員、地域福祉推進委員ともに「各委員だけでない地区での見守り体制の充実」が最も多く、また「地域での支え合いの必要性を地域みんなに伝える」も多くなっています。地域全体での支え合いの必要性の周知や取り組みが求められています。

	民生委員・児童委員		地域福祉推進委員	
民生委員・児童委員（地域福祉推進委員）の役割をもっと地域住民に知らせる	7 人	20.6%	14 人	36.8%
民生委員・児童委員（地域福祉推進委員）の役割を区長や地区役員に伝える（地区役員会への参加等）	8 人	23.5%	9 人	23.7%
地域での支え合いの必要性を地域みんなに伝える	11 人	32.4%	17 人	44.7%
民生委員・児童委員と、地域福祉推進委員、サロン協力者や老人クラブ等との情報交換の充実	9 人	26.5%	17 人	44.7%
身近な行政区などでの福祉の話し合いや支え合いの活動	8 人	23.5%	8 人	21.1%
民生委員・児童委員（地域福祉推進委員）だけでない地区での見守り体制の充実	22 人	64.7%	21 人	55.3%
その他	1 人	2.9%	0 人	0.0%
不明	2 人	5.9%	1 人	2.6%
合計	34 人	-	38 人	-

自由回答

民生委員・児童委員活動にあたっての、戸惑いや気になること

- 件数の多いところで民児委員の増員を求めても、なり手がいなく次の委員をさがさないと交替もできない状況が続き、仕事をしながらの委員の継続は困難であってもやめることはできず、負担は増えるばかりである。
- ひとり暮らしや高齢夫婦の所を中心に訪問しているが、同居家族がいても問題をかかえている方も多くいらっしゃいます。また、なぜ自分の所には訪問してくれないのかと思われる所があると思われる。その点をどうしたらよいか悩むところです。

民生委員・児童委員活動の充実に必要なこと

- 現状で充分だと思いますが、委員の勉強、交流の場である定例会の出席が減少しているのが心配です。まず出席率を上げて行くことが大事かなと思います。
- 民生委員同士の活動の情報交換の場があるとお互いに勉強できるのではないかと思います。
- 大津町では人口増加が進んでいます。今、地区の正確な人数を把握するのが大変です。区長に送付している住民異動通知書を民生委員にも送付してください。このままでは人数把握ができず、充実した活動ができません。
- 朝夕の下校時の見守り等はできるが、学校や家庭にどのように接触・介入すればよいのか方法が知りたい。主任児童委員さんの仕事との関係性が知りたい。

地域での支え合いを充実するために望まれるもの

- 日常のコミュニケーションが大切だと思う。地域の中で、取り残されている方がないか、民生委員も区長や組長と情報交換していくことも大切だと思う。
- 個人情報の守秘義務だけを優先されると近所の人がどういった家庭状況かもわからず、いざという時の支え合いができなくなっていると思う。

自由回答

地域福祉推進委員活動にあたっての、戸惑いや気になること

- 地域の事がよくわからない（範囲）。どんな人が住んでいるのか把握しなければいけないのか。
- 福祉推進員の活動知名度が低い。
- 個人情報保護との関係もあり、なかなか困っているであろう人に関する情報が得にくい。たとえば、退院したばかりの人の状況など。

地域福祉推進委員活動の充実に必要なこと

- 「地区よりそい隊」を発足した。
- 区役員、民生委員、地域福祉推進委員で1月1回の会合があり、意見交換している。
- サロン協力者など地区役員及び民生委員など、月一回話し合い。
- 昨年より福祉委員が発足されて今年2年目に役員をしていますが、大体皆様に配布し、声かけしているのですが、出席が同じ位で男性が少ないので区の方から声かけをしてほしいと思います。
- 1～2年で周囲の軒数増により、情報交換等ができない。できれば推進委員の増を希望します。
- 高齢者の集会、懇親会を行うにも予算が必要であり、確保の方法等の周知が必要。予算化する方法がないなら町として予算化する必要がある。

地域での支え合いを充実するために望まれるもの

- ひとり暮らしと高齢夫婦のみの世帯の増加による安否確認体制。通いの場、週4回の百歳体操（包括）と社協の月1回の介護予防ミニデイふれあいサロン（社協）の関係、連携したい。
- 地区の役員たちが率先して会合を開き一歩一歩進めていく。
- 地域の催し、行事等あるときを利用して声かけ。日頃からの声かけ、挨拶、日常会話とその場にとけ込める環境づくり。

5. 高校生ワークショップ

●高校生ワークショップ調査の目的

高校生など若い人たちの地域福祉との関わりの様子や地域での支え合いに関する意見を聞き取り、今後の時代を担う若い世代が地域支え合いに関わる方法を探るなどの目的でワークショップ形式による調査を実施しました。

●調査の方法

翔陽高校、大津高校にご協力いただき、「地域支え合いに関するワークショップ」を10月17日と10月28日に開催しました。

翔陽高校 11 名、大津高校 9 名に参加をいただきました。

趣旨説明の後に、地域福祉について、大津町の現状等について学び、班（テーブル）ごとにテーマについて話し合った後、最後に各班がまとめた意見発表を行いました。



◎ワークショップの結果

福祉体験、福祉の仕事、近所の人との関わりなど	学校行事でのボランティア・職場体験への参加や、地域の方との美化活動と地域の方からの挨拶について多く意見が出た。 また、中学生や高校生になると授業や職場体験などを通して福祉の仕事に関わる機会が増えることや、地域のイベントを通じて高齢者と関わる機会が多いことがわかる。
地域の支え合いのために、地域でできたらいいこと、アイデア	地域を活性化するために、多くの方とふれあう機会を増やす提案が多かった。 子どもから高齢者まで幅広い対象へのボランティア活動のアイデアが出されている。 また、学校行事に地域の方を招待するという意見も多く挙げられた。全体として学校行事として行える活動が好まれていることがわかる。
そのために、町や社会福祉協議会などに応援して欲しいこと	場所の提供や広報を行い、高校生に対し共に行なえる福祉に関わる活動を紹介する役割などを町や社会福祉協議会に求められている。

参加した感想（翔陽高校抜粋）

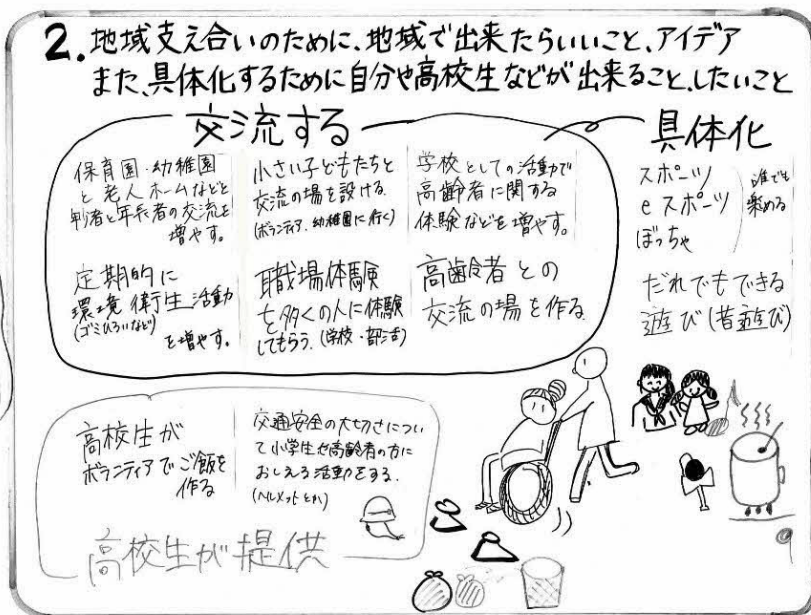
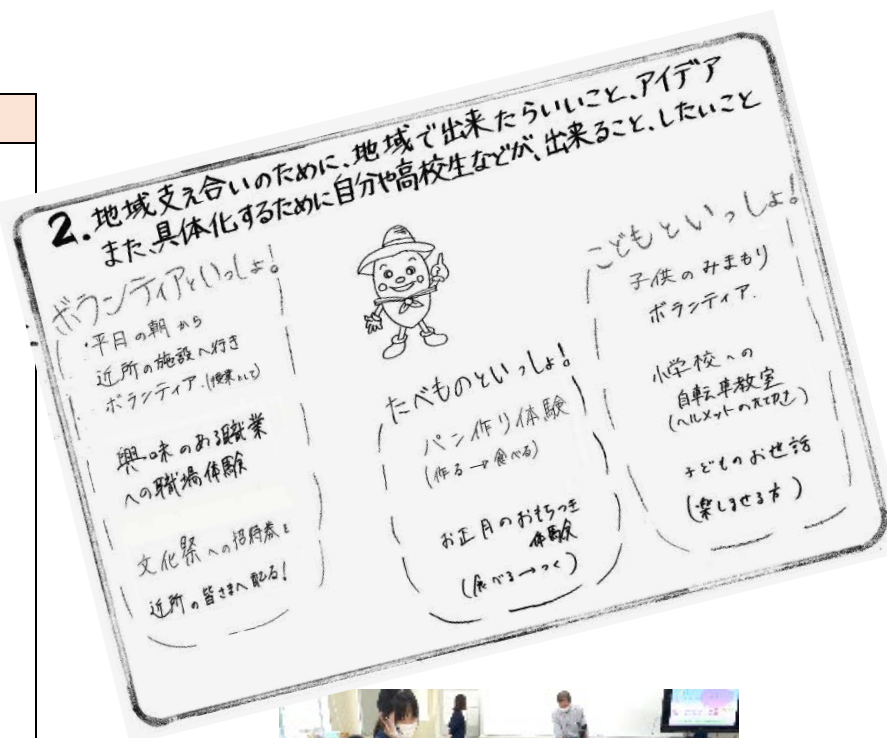
- 例えば今日出た意見の、文化祭に招待（老人ホーム）への呼びかけができたらいいなと思いました。
- また、今回参加したワークショップのように、地域活性化のアイデアを出し合うことが大切だと思いました。
- 地域での支え合いを広げるために、学校や地域全体で今の町の状況や地域活性をしたいということを日常の中や挨拶運動などの行動で表していけたらいいなと思いました。
- 日頃からの「あいさつ」を含め、近所の方とのささいな交流を意識して、どんな時でも近所の方を気かけながら思いやりのある行動をしていきたいです。
- 地域での行事をまだまだ知らない人が多くいると思うので、知ってもらって興味をもってもらい、様々な世代で交流しながら仲良くなっていきたいです。

災害時のためにもお互いを知る機会が増える行事が増えたらいいなと思いました。



参加した感想（大津高校抜粋）

- 福祉体験や仕事、関わりなど改めて、思い出すことができたり、私たちにできることを考えたり、とてもいい経験になったなと思います。周りの人の意見をきき、福祉でも今必要とされていること、現状などを知れてよかったです。
- 福祉について考えたときに、今まで多くのことを経験していることをして驚きました。小学校などでなにげなくやっていたことが、地域と深くかかわることにつながっていたり、幅広い年代の方との交流をしていたり、地域の方など感謝しきれないと感じました。ワークショップは今まであまり参加したことがなかったけど、班の人と学年とわず意見を交流する機会にもなって楽しかったです。
- 今回のワークショップを通して自分の地域が近所の人達と交流を深めるために行なっていることを深く考えることができた。これから更に交流を深めることができるように伝統を受け継いでいけるようにしたい。
- 小・中・高と学年が上がるにつれて、地域のひととのつながりが減っているのでも今回の活動を通して、どうすれば交流が増えるかなど改めて考えることができました。大津高校でも多くの体験や交流がこれを機に増えればいいなと思いました。



全体を通してのまとめ

今回のような地域や暮らしを考える機会を得ることで、普段の学校や日常生活での行事やふれ合いが福祉と関係があると気付いてもらうきっかけになった。

高校生のボランティアへの参加意欲が高く、学校行事で様々な施設で体験を行った経験からも、幅広い福祉活動が提案された。

具体的な行動の機会を一緒に考え実施することや意識付けの機会を継続的に行うことの大事さが、今回のワークショップから導き出された。

6. 第3期計画の基本目標に対する実績と評価

1. 項目ごとの評価

第3期計画では、高齢者、障がい者、子どもなど全ての住民が助け合いながら暮らすことができる地域共生社会を実現するために、「共に支え合う地域コミュニティづくり～大津モデルの実現～」を目指して3つの基本目標を掲げ、計画の目標を設定していました。

12項目について現状と令和6年の目標値を設定しています。各項目について、この間の取り組みと達成状況、今後への評価を行い第4期計画にいかします。

基本目標1 安心して暮らせる福祉のまちづくり

内容	第3期計画の実績	評価
①ミニデイ、サロン、通いの場など住民が集まる活動を実施している行政区数 令和元年度 37行政区 目標 47行政区	【実績】 45行政区 ・ミニデイ 28地区26か所 ・サロン 18地区18か所 ・通いの場 26地区24か所 ・ミニデイにおいては、年2回の体力測定を実施し、体力の効果測定を行った。 ・通いの場においては、体力測定年2回、体成分測定（インボディ測定）1回を実施し、体力の変化を確認できた。代表者会議を年2回実施し、各地域の通いの場の疑問点の確認、実施状況の様子を確認できた。	コロナ禍により、活動を中止した地区もあり、感染法上の5類移行を受けて、その後、再開に努めている。ミニデイ、サロンや通いの場の紹介周知を進めるとともに、担い手の不足や会場までの移動手段等の課題もある。 事業の効果を周知するなど、一層広げていくものとする。 ほぼ達成△
②地域防災活動の充実（地域版防災計画、避難計画）作成 令和元年度 1行政区 目標 10行政区	【実績】 ・地域防災計画策定済は2行政区（桜丘区、中島区） ・7行政区（岩坂区、中陣内区、錦野区、馬場区、新区、桜丘区、中島区）においては、自主防災組織の活動支援補助金を交付し、自主防災組織の継続した活動を支援した。 ・現在49行政区/70行政区で自主防災組織が設立されている。 ・令和5年度は1行政区の自主防災組織新規設立があった。 ・第2回地域福祉推進懇談会にて小学校区ごとに行政区嘱託員、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員にて、意見交換を行うなかで、各地区の地域防災の状況把握を行った。	自主防災組織の設立は進んでいる。 今後も未整備地区での自主防災組織活動の推進が望まれる。 また、地区での避難訓練や防災学習など自主防災組織の強化の中で、子どもや高齢者、障がい者の安全な避難の検討などを支援していく必要がある。 未達成×

基本目標 1 安心して暮らせる福祉のまちづくり（つづき）

内容	第 3 期計画の実績	評価
③地域のニーズに応じた新たな生活支援サービスづくり（居住、食事、移動、見守りなど） 目標 1 サービス以上必要な地区で実施	【実績】 - 令和3年度から公共交通機関が減少し、買い物が困難な地域において、JA 菊池移動販売事業（2 台）を実施。今後も、地域及び JA と連携し、ルートの見直しや追加を行いながら、引き続き買い物困難者の支援を行っていく。 - 生活支援につながるシルバー人材センターワンコインサービス「まごころ生活支援事業」を実施。 - 見守りネットワーク協定団体⇒26 団体 令和5年9月と令和6年3月に見守りネットワークの会議を実施し、事例の検討等を行った。12 件の情報提供があり支援対応を行った。	町内での移動販売車による買い物支援を実施。事業に関して地域のニーズを踏まえ改善を継続していく必要がある。 見守りネットワーク協定については、町内全域を対象としており、企業等の協力を今後も広げていく必要がある。 達成○
④総合相談窓口の設置 目標 窓口の設置	【実績】 ふくしの相談窓口設置 - 令和3年度から福祉の総合相談窓口として「ふくしの相談窓口」を設置している。 - 内容や属性を問わず、福祉に関する相談を包括的に受け止め、課題解決のため、関係機関の連携をコーディネートしている。 - 令和5年度は、毎月、「包括化推進会議」を開催し、支援が必要な人や支援策について関係機関で情報共有を行った。 また、自ら支援につながる人が難しい人を訪問して支援につなげる、アウトリーチによる支援を強化するため、人員体制の見直しを行った。	ふくしの相談窓口を設置 複合的な課題を抱える場合は関係課や関係機関で連携して対応にあたる体制ができた。 伴走型の支援を継続的に行い、今後も問題の解決に取り組んでいく必要がある。 達成○

基本目標 2 地域福祉を支える担い手づくり

内容	第3期計画の実績	評価
①ボランティアセンターへのボランティア登録数 令和元年度 41 団体 1,846 人 79 個人 目標 45 団体 (2,000 人) 100 個人	【実績】 45 団体 (1,694 人) 157 個人 【取り組み状況】 音声訳ボランティア養成講座の開催や定期的にボランティア活動を情報誌で紹介することで、ボランティア登録数の増加へつなげた。	団体数は増加したが、構成団体自体の会員数の減少があり団体登録人数は減少した。一方、個人での登録は目標を大きく上回ることができた。 今後も個人での登録を広げていくことが望まれる。 高校生など若い世代から仕事をリタイアした高齢者まで幅広い世代のボランティア参加を促していくことが望まれる。 達成○
②地域福祉推進委員の活動支援マニュアルの作成 目標 作成	【実績】 未作成 【取り組み状況】 - 第1回地域福祉推進委員研修会にて、「地域福祉推進委員の役割の説明」「片俣区地域福祉推進委員の事例発表」を実施し、地域福祉推進委員の活動支援を行った。 - 活動支援マニュアルの作成については取り組みが不十分であった。	令和6年度に地域福祉推進委員にアンケート調査を行い、活動に当たっての課題や意見等の把握を行えた。 地域福祉推進委員の役割等の説明資料をさらに充実させていく。 未達成×
③4者(行政区嘱託員、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員、地区担当職員)協議の実施地区数 目標 全行政区	【実績】 5 地区 高尾野区、桜丘区、中島区、美咲野三丁目区、楽善区 【取り組み状況】 - 災害時避難行動要支援者名簿活用方法や地域課題についての協議を行った。 - コロナ禍で活動ができなかったこともあり、今後も呼びかけを進めるが、行政区としての活動よりも隣保班ごとの活動が主であるなどの地区もあり、進め方自体に課題があり今後の検討が必要である。	区の状況を汲み取りそれに応じた進め方が必要である。 地域福祉推進懇談会では、行政区嘱託員、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員が顔を合わせて情報交換などを行っているが職員の参加はできていない。4者協議については今後、進め方自体の検討を行う。 未達成×
④担い手が不足する地域の周辺地域と一体となった取り組みの実施 目標 必要な地域	【実績】 第2回地域福祉推進懇談会(小学校区別計4回) 【取り組み状況】 第2回地域福祉推進懇談会にて、小学校区ごとに行政区嘱託員、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員にて一体となった取り組みについて検討を行った。	小学校区ごとに地域の課題の検討等を行っている。 達成○

基本目標 3 互いに支え合う絆づくり

内容	第 3 期計画の実績	評価										
①小地域福祉活動 実施地区数 令和元年度 17 行政区 目標 27 行政区	【実績】 19 行政区 森区、楽善区、多々良区、大津東区、南杉水地区（源場区、桜丘区、つつじ台区）、引水区、あけぼの区、中陣内区、日吉ヶ丘区、北出口区、中央区、真木区、錦野区、中学通り区、中島区、杉下区、緑ヶ丘区 ・ 未実施の行政区においては、地域福祉推進懇談会等で行政区嘱託員を通じて、依頼を行った。令和 5 年度より新たに緑ヶ丘区が実施地区となった。	コロナ禍で活動しにくい状況があった。 実施地区に指定され 3 年間の取り組みが必要であること、活動助成も 3 年間に限られるなどもあり、助成金の申請にいたらない理由のひとつとなっている。 申請のない地区でもサロンや通いの場等の活動は行われている。 地域福祉に関する出前講座、会合等への備品の貸し出しや情報提供等、地区の状況に合わせた活動支援を行っていく。 助成金や事業の在り方の検討が必要である。 未達成×										
②地域福祉推進委員がいる行政区の割合 令和元年度 63% (43／68 行政区) 目標 75% (52／69 行政区)	【実績】 59% (41/69 行政区) 前年比 7% (5 地区) 増 【取り組み状況】 ・ 未選出の行政区においては、地域福祉推進懇談会等で行政区嘱託員を通じて選出依頼を行った。 地域福祉推進委員がいる行政区数の推移 <table><tr><th>令和 元年度</th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th></tr><tr><td>43</td><td>45</td><td>45</td><td>36</td><td>41</td></tr></table>	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	43	45	45	36	41	令和 4 年度に 9 行政区が減少するなどコロナ禍の影響を受けており、目標に達していない。 地域福祉推進委員の役割の重要性等の周知を進めていく必要がある。 未達成×
令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度								
43	45	45	36	41								

基本目標 3 互いに支え合う絆づくり（つづき）

内容	第3期計画の実績	評価
③校区単位、地区単位で地域の課題を協議する体制づくり 令和元年度 なし 目標 2箇所	【実績】 7小学校区 【取り組み状況】 ・通いの場を拠点とした地域づくりの啓発を行った。令和5年9月に灰塚区に他の地区の通いの場代表者と視察交流を実施し意見交換を行い、各地域の課題の解決に取り組んだ。 ・第2回地域福祉推進懇談会にて行政区嘱託員、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員にて、小学校区ごとに地域課題等の協議を行った。	通いの場での他地区との意見交換などを行っている。 また、地域福祉推進懇談会で校区ごとの課題等を共有する体制を整えている。 達成○
④福祉関係者交流会の実施 令和元年度 0回 目標 1回	【実績】 2回 【取り組み状況】 ・令和5年8月に民生委員と町内居宅支援事業所との交流会を実施し、お互いの役割を確認ができた。 ・令和5年8月に地域包括支援センターの職員が「高齡の障がい者サービス」に焦点を当てて、学習会を実施し、お互いの業務内容を理解することができた。 ・介護保険事業所連絡会や地域づくり事業者連絡会（重層的支援体制整備事業）を開催。	状況に応じて必要な研修や情報交換会を行っている。 達成○

2. 全体な評価

全体的な評価として、4者協議の推進や小地域福祉活動実施地区数に関する未達成が明らかとなっています。その原因として、コロナ禍などで地区での集まりや話し合い自体が開きにくかったことありますが、地域住民、町、社協との話し合いや連携が十分でなかったことが大きな理由と考えられます。

感染法上の5類移行を踏まえ、地区での住民、町、社協が協働し、地域福祉について話し合いを進めていくことが必要と考えます。

7. 第4期計画の課題

今後の計画にあたって踏まえるべき課題と可能性を次のように考えます。

(1) 時代状況

●全体的な少子高齢化

- ・我が国の人口は減少が続き、令和38年には1億人を下回るとされています。また、高齢化率は上昇を続け、令和19年に33.3%となると推計されています（令和5年高齢社会白書）。
- ・なお、本町の人口は増加傾向にありますが、長期的には人口減・高齢化の流れの中にあり、それを見据えた対応も望まれます。特に、町中心部と郊外部との違いに応じた取り組みが必要です。

●全般的な近隣関係・人間関係の希薄化

- ・社会構造や生活様式の変化により、近隣での顔合わせや交流の機会が減少し、近隣関係の希薄化が進む傾向にあります。

●各種団体や地域での、担い手の不足

- ・地域での老人クラブや子ども会等をはじめ、各種活動の後継者不足が顕著になっています。地域行事等でも担い手不足、参加者の減少等が進んでいる状況にあります。

●地域活力や地域のまとまりの低下

- ・上記のような各種団体や地域行事の担い手不足は、地域でのまとまりや地域活力の低下につながるものが危惧されます。

●コロナ禍の影響

- ・新型コロナウイルスにより、地域活動や人的交流の自粛は、人間関係の希薄化、地域でのまとまりの低下に拍車をかけたといえます。
- ・感染法上の5類移行により各種活動や人的交流は再開されつつありますが、一旦中止したことから元のように再開できないなどの影響がみられます。

(2) 顕在化している生活課題

●生活困窮や経済的課題

- ・近年、収入格差の拡大やコロナ禍の影響などもあり、経済的に困窮する世帯が増加しています。また、子どもの貧困は学習や進学面にも影響し、貧困が連鎖する現象ともなっています。

参考：大津町生活困窮者自立支援事業での家計（収入・生活費）相談件数

令和3年度	令和4年度	令和5年度
656件	346件	398件

●高齢者をはじめ、孤立、孤独世帯

- ・高齢者のひとり暮らしだけでなく、未婚率が高くなり中高年世代の孤立なども生じています。
- ・人間関係や環境に生きづらさを抱え、学業や就労から離れて引きこもり状態にある若年層の課題もあります。内閣府「若者の生活に関する調査報告書」では15～39歳の引きこもり者は全国で57万人とされています。

実数	一般世帯での割合
1,175 世帯	8.3%

参考：高齢単身世帯（令和2年国勢調査）

●TSMC関連の人口動向対応、交流促進

- ・TSMC 関連で、人口流入や宅地化の進行が見込まれます。また、外国人の転入も増えてきています。このような新規転入者の安心した生活や、従来のコミュニティとの交流促進なども、今後の課題と考えられます。

（3）地域福祉としての課題への対応（今期計画の考え）

●地区での福祉に関する話し合い

- ・地域福祉を進めるうえで、地域住民の支え合いに関する意識や意見を集める地区での福祉の話し合いを進めていくこととします。

●近隣関係やコミュニティ活動等の支援

- ・コロナ禍による影響や近隣関係の希薄化などのなかでも、サロンや通いの場といった取り組みや、地域での行事や子どもたちの見守りなどが行われています。
- ・地域支え合いの大事さの啓発を図りつつ、そのような活動の広がりや充実を進める必要があります。

●基本的な見守りや声かけの維持

- ・コミュニティの希薄化や担い手の不足や高齢化等が生じており、地域での活動ができにくくなっている点もありますが、高齢者や障がい者、子どもたちをはじめ、基本的な見守りや、困っている人への手助け等の意識を広げていく必要があります。
- ・地域支え合いに関する取り組み事例の紹介など、いろいろな機会に広報啓発を行う必要があります。

●自助力を高める地域での取り組みの推進

- ・健康維持や介護、認知症の予防と対策、さらに、災害や犯罪に関する対策など、自身や家族を守る備えを進める必要があります。このような取り組みを共通の目的として地域で進めることが考えられます。

●子どものときからの福祉の体験・意識づくり

- ・高校生の地域支え合いに関するワークショップでは福祉に関する体験として、「近所での地域の行事への参加」や「小中高校での福祉体験や福祉施設での職場研修や交流」などがあげられています。

- ・高校生から「高校生と子どもや高齢者との交流」、「ボランティアを呼びかけてほしい」などの意見が出されており、小中高校生などの若い世代が地域支え合いに関わっていく機会を用意していくことが望めます。

●防災・防犯を通したコミュニケーション

- ・熊本地震を経験し、あわせて近年の大規模災害が多く発生していることを背景に、防災意識の高まりがみられます。
- ・具体的な防災は自主防災などで取り組むとして、地域福祉では、日頃の見守りや近隣への目配りの充実を進めることが望めます。
- ・防災や防犯に関しては多くの人の関心事であることから、新しく移り住んできた人とのコミュニケーションを図る一環としての取り組みが考えられます。

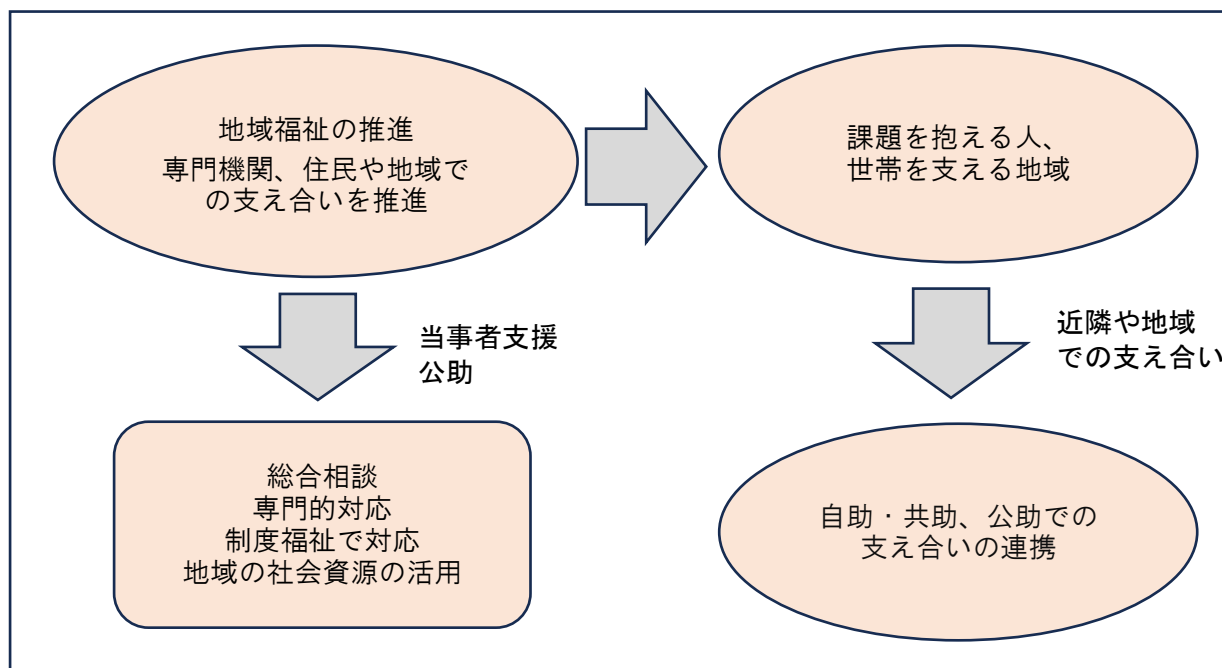
●多様な生活課題についての学び（共助の意識を深める）

- ・ヤングケアラーや8050問題※、引きこもりや発達障がい、犯罪や消費者被害、さらに再犯防止など、生活課題が難しく複雑になっています。
- ・このような課題についての基本的な知識や理解を持っておくことが、共助を進めるために不可欠で、情報の発信や啓発を進めます。

※8050問題：80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負う社会問題

●多様な生活課題への支え合いの地域づくり（自助、共助、公助の連携）

- ・多様な課題を抱える人や世帯に対し、福祉制度の活用や、専門機関が連携した総合相談などが必要です。
- ・課題を抱える人に近所でいち早く気づき、必要に応じて専門機関につなぐこと、加えて、近隣ならではの見守りやちょっとした気遣い等ができる地域づくりを核として進めることが必要です。
- ・様々な地域人材や社会資源を生活課題の解消や生活支援に活かせるよう、連携した取り組みが望めます。



第3章 計画の考え・展開

1. 計画推進にあたっての町、社会福祉協議会、住民の役割
2. 計画理念と計画の体系
3. 計画の進め方の基本
4. 計画の考え方
5. 展開項目ごとの取り組み

1. 計画推進にあたっての町、社会福祉協議会、住民の役割

地域福祉を町全体で進めていくにあたっての、町・社会福祉協議会・住民の役割を整理します。

区分	役割
町	●町全体での推進 地域福祉は「赤ちゃんからお年寄りまで安心・充実して暮らせること」であり、地域運営の基本です。 そのため、町はもとより、社会福祉協議会、地域住民、福祉関連事業所、各種人材や各種機関・民間事業所のあらゆる人材が、地域福祉推進に関わっていく意識づくり・状況づくりを進め、町全体での地域支え合いの推進を行います。
	●町施策全体での推進 町施策全般を地域福祉の視点で点検し、各種施策の推進が地域住民の福祉向上に、より一層資する内容とする必要があります。 今後一層の高齢化を見据え、健康づくり・介護予防、介護保険サービスを補う各種取り組みが、医療費・介護費の軽減にもつながる重要な取り組みであることを認識したうえで推進します。また、地域福祉を基本とした地域運営を目指します。
	●地域福祉推進の財源確保 地域福祉推進は公的な財源・人材の確保が必要です。 医療費・介護費が増加しないようにするためにも、住民の地域福祉活動支援、生活支援ボランティア養成に必要な財源・人材の確保を行います。 幅広いコミュニティ活動支援として、地域づくり活動支援事業も地域福祉活動推進に位置づけた取り組みとして進めます。
社会福祉協議会	●地域福祉推進の実働 社会福祉協議会は地域福祉を進める役割が法律的に位置づけられています。 また、民間の社会福祉法人である機動性や柔軟性を活かし、町が直接行うより効率的な事項について実働役としての役割を果たします。
	●地域住民との直接のつながり 地域住民との直接のつながり（アウトリーチ※）が、社会福祉協議会が地域福祉推進に果たす役割のひとつです。 そのことにより、町の地域住民への各種の働きかけ（防災、健康づくり、各種相談、地域づくり）をつなぎます。
	●福祉事業所・各種団体等のコーディネート 地域住民とのつながりのもとに、地域の福祉資源である福祉関連事業所や各種団体との情報交換、協働の取り組み等のコーディネートの役割を果たします。
	●社会福祉協議会としての地域福祉推進の財源確保 地域福祉推進の実働役を担うことで、社会福祉協議会への理解を促し、社協会費や共同募金に理解と協力をお願いしていきます。 加えて、地域福祉推進に対して事業所や個人の理解のもと、新たな資金確保の方策についても取り組みます。

※アウトリーチ：地域に出かけること。手を伸ばす・手を差し伸べるという意味で、社会福祉の実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させるような取り組みのこと。

区分	構成		役割(例示)
住民	自助	住民各自	- 生活習慣病予防、介護予防、健康維持への自覚と取り組み - 介護保険制度の理解と活用、家族、親族での相互扶助 - 防災、防犯への情報収集と対策 - 共助への参加、助けられ上手（共助の受容、受援力） - 地域での生きがいや役割の発揮 - 身近な要支援者の発見（気づき）、公助の適切な利用
	共助	小中学生・高校生	- 地域行事への参加、近所の人へのあいさつ等 - ボランティア活動、福祉体験・認知症サポーター養成講座 - ワークキャンプへの参加 - 総合的な学習の時間での地域の高齢者や住民との交流
		青壮年	- 地域活動への参加 - 地域での健康づくり、生活習慣病予防学習会への参加 - 地域福祉への理解とできる範囲での参加
		高齢者	- 介護予防、地域での生きがいや活躍 - 子どもの登下校等の見守り - 地域の歴史や地元料理の若い世代への継承 - 高齢者相互の見守り活動（シルバーヘルパー活動等） - 老人クラブへの参加 - シルバー人材センターで「まごころ生活支援事業（ワンコインサービス）」
		地域人材 行政区嘱託員、民生委員・児童委員、老人クラブ、シルバーヘルパー等	- ご近所での地域支え合い活動のキーパーソンの役割 - 地域福祉への理解 - 福祉座談会の開催と参加 - 地域コミュニティ活動の支援 - 防災見守りマップ作成等
		地域福祉推進委員	- 地区での支え合い活動の支援 - 行政区嘱託員、民生委員・児童委員との連携 - 社会福祉協議会の研修への参加 - 地域福祉への関心を近隣に広める
		サロン協力者等、地区有志	サロンの開催や各種地域支え合い活動の推進
		隣保班・小組合等	- 隣近所での日常の支え合い、災害時避難の基本単位 - お隣り同士での気配り・目配り、緊急連絡先の交換
		行政区等	- 従来の行事や地区活動のなかで、高齢者や障がい者、子どもたちへの目配りなど - 福祉座談会の開催と基礎的な住民組織として日常的な見守り活動、サロンの充実 - 民生委員・児童委員、地域福祉推進委員、シルバーヘルパーの活動についての理解・協力
		ボランティア、住民有志・各種団体	- サロンボランティア、傾聴ボランティアの研修 - ファミリーサポートや生活支援ボランティアへの参加
		福祉関連事業所 NPO	- 地域住民との交流、地域貢献活動 - 福祉避難所の協定 - 事業所間、社会福祉協議会、町との連携

2. 計画理念と計画の体系

計画の体系

●第4期計画で特に強化する事項

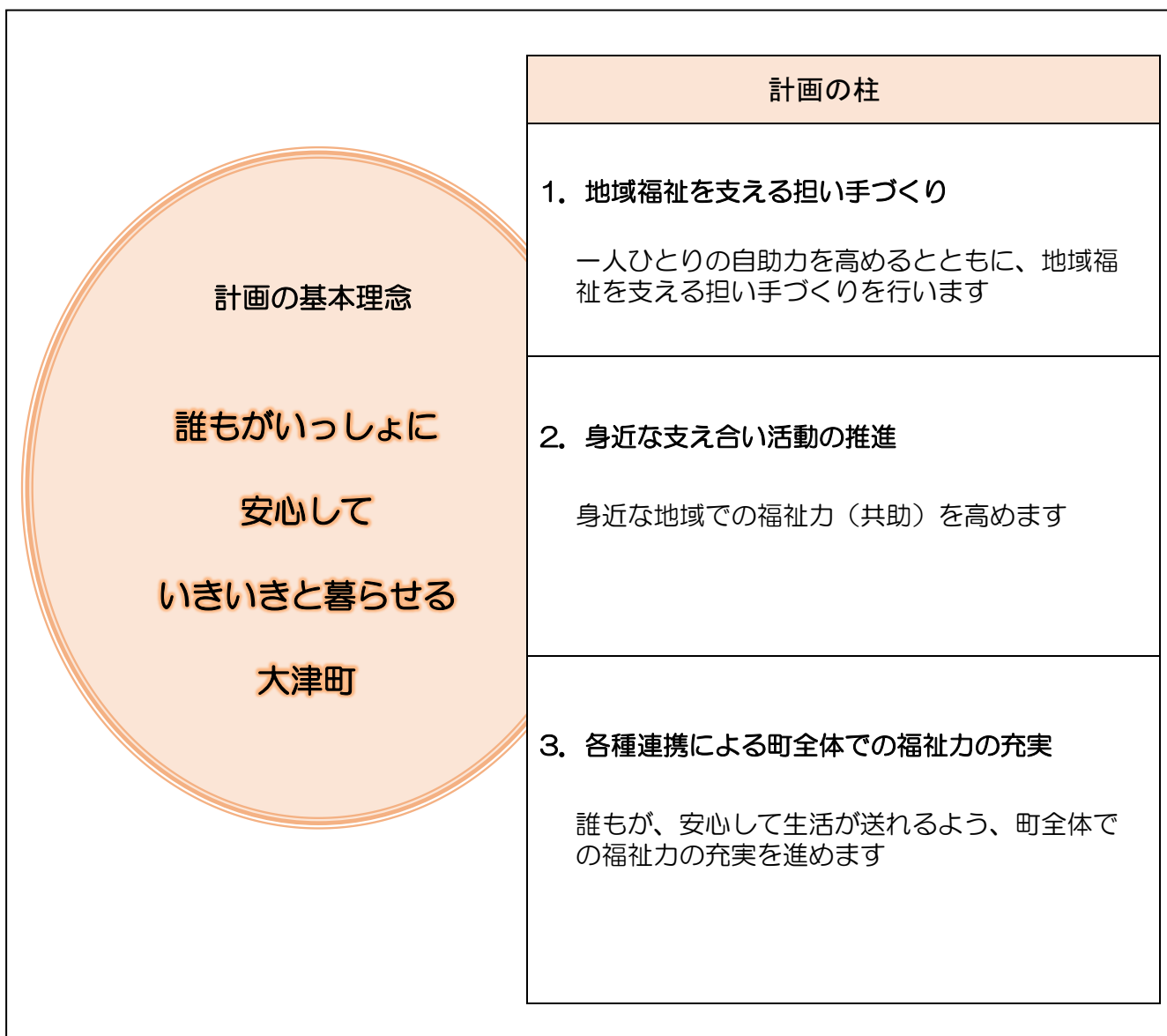
地域支え合いに関する周知や情報提供等を進め、自分自身の安心な暮らしと共助でともに支え合う地域づくりを進めます。

地域福祉課題は従来にも増して深刻化や複雑化しており、誰もが安心していきいきと暮らせるよう地域住民、町、社会福祉協議会、専門機関が連携して地域福祉を進めていきます。

●第4期計画における基本理念

誰も取り残すことなく、そして、行政、社協、地域住民、地域人材や事業所等が一緒に力を出しあい、安心していきいきと暮らせることを目標に、

「誰もがいっしょに安心していきいきと暮らせる大津町」を基本理念とします。



●第4期計画の柱の設定

計画推進の柱として次の3つを定めます。

1. 地域福祉を支える担い手づくり
町民一人ひとりの福祉意識の充実が地域福祉の基本。
2. 身近な支え合い活動の推進
住民の身近な暮らしの場（近隣や行政区等）での支え合い（共助）の充実を進めることとします。
3. 各種連携による町全体での福祉力の充実
自助・共助・公助の連携による町全体での福祉力充実を進めます。

●計画の柱ごとの展開項目の設定

計画の柱ごとに、計画の展開項目を定めます。

計画の考え方	展開項目
●支え合い意識の啓発 ●健康維持等、自助力の充実 ●子どものときからの福祉教育の推進	① 地域福祉の広報・啓発 ② 子どものときからの福祉の意識づくり・福祉教育 ③ 自助力の充実（健康づくり等） ④ ボランティア活動の推進 ⑤ 災害ボランティアの養成
●幅広いコミュニティ活動の支援 ●地域福祉推進委員の活動支援 ●多様な生活課題への理解促進	⑥ 地区での福祉の話し合い ⑦ 身近なコミュニティ活動の継続支援 ⑧ 民生委員・児童委員、地域福祉推進委員の活動支援 ⑨ 見守り・気配り意識の充実(多様な課題への学び) ⑩ 地域での健康・介護予防等への学び ⑪ 地域での防災・防犯の推進 ⑫ 地域での生活支援 ⑬ 地域の集まる場づくり
●専門機関連携による課題解決 ●地域の社会資源の連携	⑭ 身近な相談窓口、寄り添う総合相談 ⑮ 地域での子育て支援の充実 ⑯ 地域での障がい児・者支援の充実 ⑰ 地域での高齢者支援の充実 ⑱ 地域での認知症対応 ⑲ 自立支援や生活支援の充実 ⑳ 再犯防止への地域での取り組み ㉑ 成年後見制度による権利擁護の推進 ㉒ 各種団体・福祉事業所等の連携

3. 計画の進め方の基本

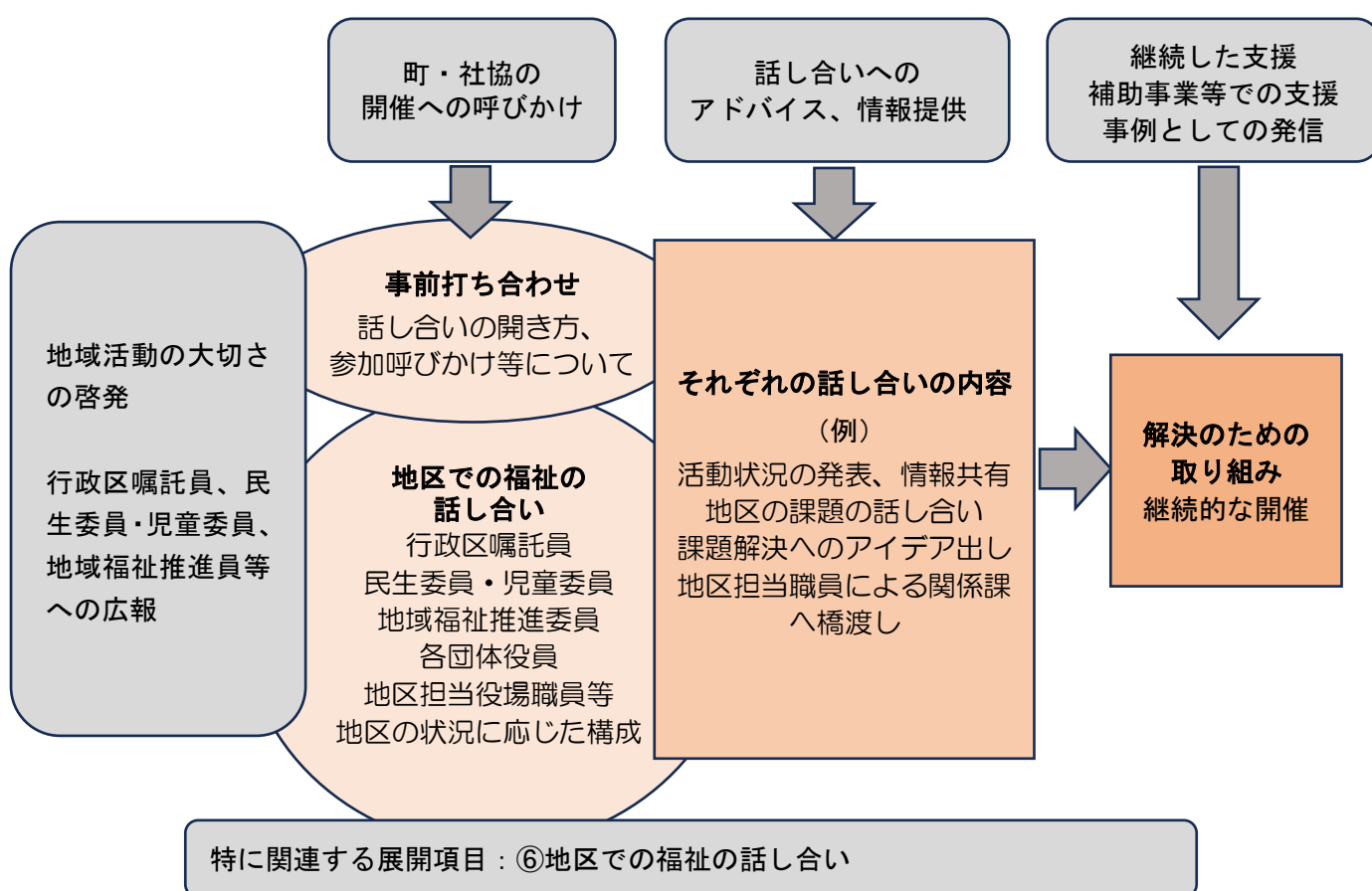
●地区での福祉の話し合い

住民に身近な行政区を基本単位に、地区で福祉に関する話し合いを地域福祉の進め方の基本とします。

そのため、行政区嘱託員、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員、その他地区の状況に応じて、老人クラブや子ども会など地区を構成する関係者等が、活動状況の情報交換、地区の課題についての意見交換、地区での福祉を進めるためのアイデア出しなどを行うこととします。

話し合いについては地元からの発意とともに、町、社会福祉協議会から話し合いの実施を呼び掛けます。事前の打ち合わせで準備を整え開催へと進めます。

また、話し合いのなかで情報提供や必要なアドバイスを行い、その後の取り組みについての支援を継続します。



●行政区基本台帳（仮称）の作成

地区での話し合いを進めるためにも、行政区ごとの人口や世帯、高齢化率等のデータ、地区の成り立ちや現状の動向、老人クラブや子ども会など地域組織の状況、地区の行事や祭りなどを整理した基本台帳（カルテ）を作成し活用していきます。

住民基本台帳等の既存データを活用するとともに、これまで把握されているサロンや通いの場等の活動、さらに、地区の課題等については、町、社協等で把握した情報等も掲載することとし、地区状況の共有につなげます。

行政区名		令和 年 月		人口等データは〇〇年〇月 ひとり暮らし等は地区で把握されているもの	
行政区 嘱託員		兼務行政区		地区の概況 隣保班数 () 役員構成	
担当民 生委員					
地域福祉 推進委員					
地域担当 役場職員					
人口	人 (5年前との増減率)	ひとりの暮らし 高齢者世帯	世帯	地区の成り立ち	近年の市街化動向等
世帯数	世帯 (5年前との増減率)	高齢者のみ世帯	世帯		
高齢化率	% (5年前との増減ポイント)	障がい者世帯	世帯		
年少人口 率	% (5年前との増減ポイント)	在宅介護世帯	世帯		
地域団 体の活 動状況	団体名			団体名	
	団体名			団体名	
地域 資源	福祉施設等			公共施設	その他、公民館等
サロン等地域活動				主な年中行事や特徴的な活動	
地域の魅力				地域の課題	
今後の意向					

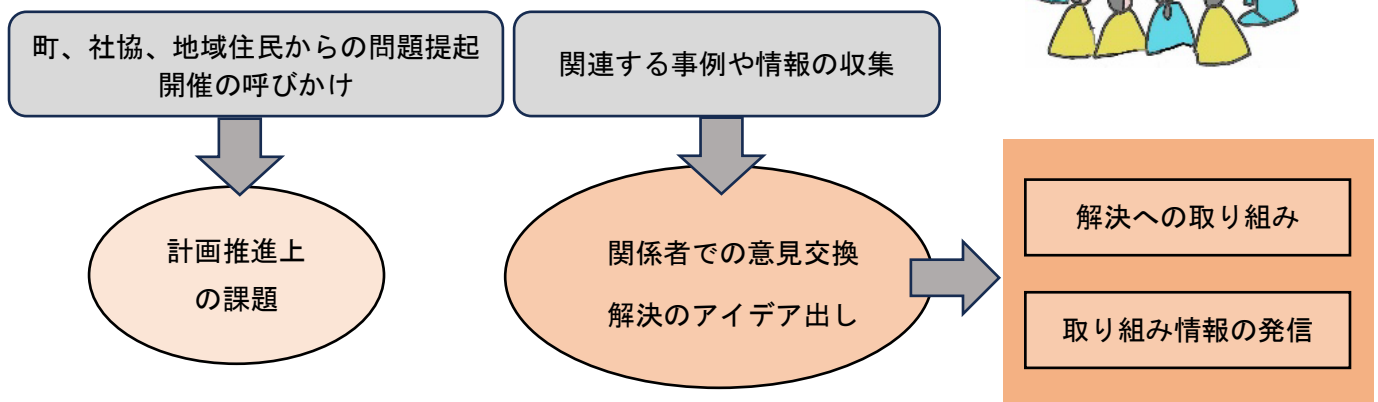
●計画の進捗に応じた課題の検討（仮称：課題検討会議）

計画を進めていくうえで、いろいろな課題が予想されます。

従来は、町や社協で課題の検討を行っていましたが、今後は関係する地域住民を含めて、課題別または地域別の検討会を設け、地域住民や関係者、社協、町役場関係課とともに改善を図っていくこととします。

検討課題例

- ・地区活動の担い手の確保について
- ・高齢者の集まりが固定化してしまっている。次の世代の参加について
- ・〇〇地区でのちょっとした生活支援について
- ・外国人居住者とのコミュニティづくりについて



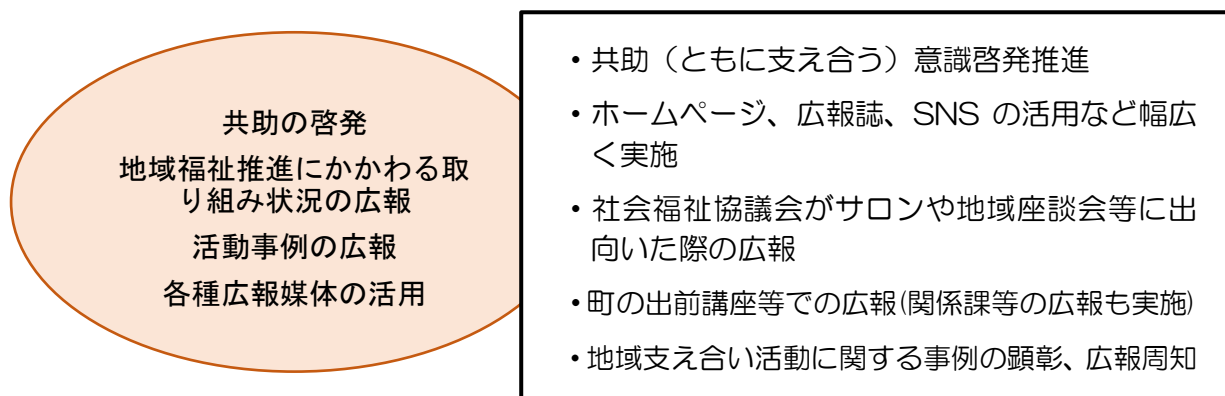
4. 計画の考え方

1. 地域福祉を支える担い手づくりに関して

● 支え合い意識の啓発

地域福祉の啓発・情報発信や地域での取り組み事例などを広報し、地域支え合いの啓発を図ります。特に、町内での支え合い活動の取り組み事例などの紹介や情報の発信を行います

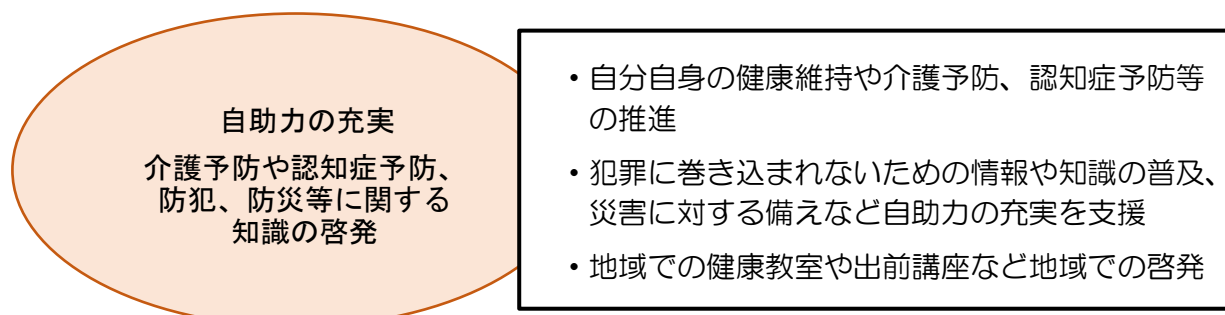
また、行政区での活動情報など身近な話題やボランティア募集などの情報を提供していきます。



特に関連する展開項目：①地域福祉の広報啓発

● 健康維持等、自助力の充実

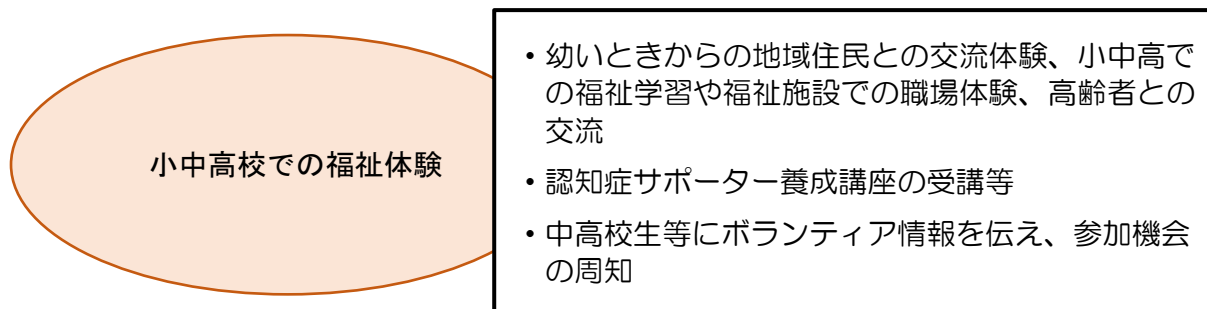
健康維持や介護予防、認知症予防、防災や防犯等の情報や知識を学ぶことで自分自身の自助力を高めることが望めます。そのための地域での取り組みを進めます。



特に関連する展開項目：③自助力の充実（健康づくり等）

●子どものときからの福祉の意識づくり

小・中・高校生等に対して、福祉の学びや体験機会を提供し、地域支え合いや福祉に関する理解が身につくよう多様な機会を設けていきます。

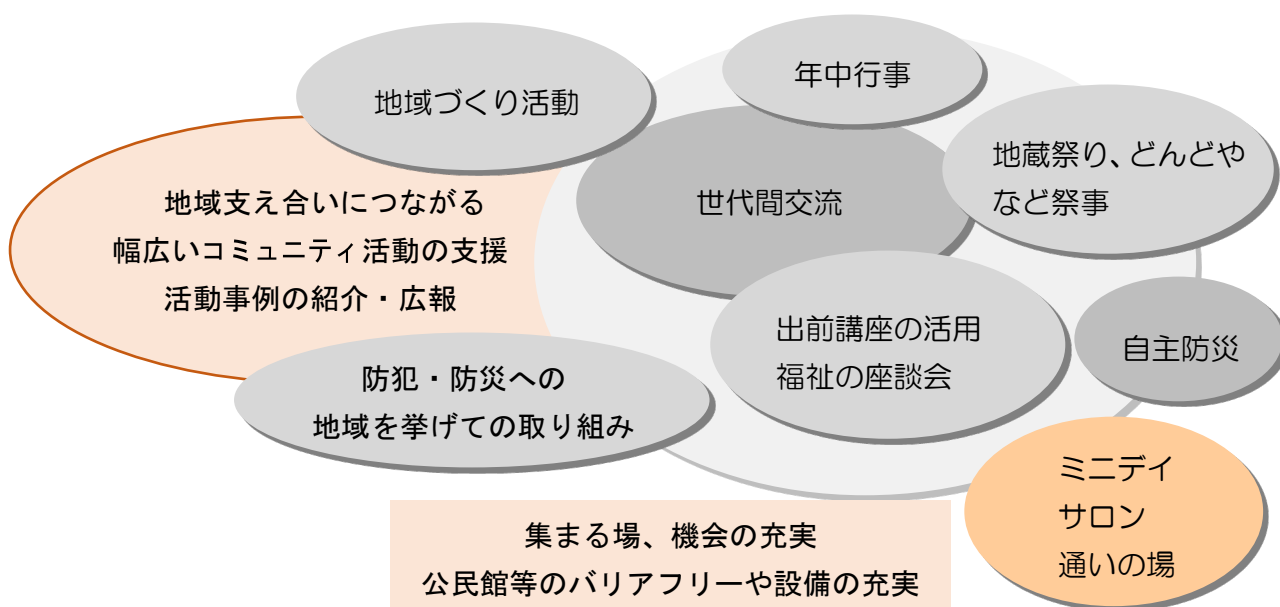


特に関連する展開項目：②子どものときからの福祉の意識づくり・福祉教育

2. 身近な支え合い活動の推進に関して

●幅広いコミュニティ活動の支援

あらためて地域福祉に取り組むのではなく、地域コミュニティでの従来の活動に、高齢者や障がい者・子ども達の見守りや世代間交流など、少しの工夫を加えることで、地域福祉そのものの活動につながっていきます。防災や防犯など、住民の関心事に加え、地域の年中行事や祭事なども、地域福祉に関わる取り組みです。地域でのコミュニティ活動を支援していきます。



特に関連する展開項目：⑦身近なコミュニティ活動の継続支援
⑬地域の集まる場づくり

●地域福祉推進委員の活動支援

地域福祉推進委員の全行政区への配置を進めます。また、研修や民生委員・児童委員との情報交換の場を設け、地域での福祉活動につなげます。

地域福祉推進委員の役割

- ・気になる人への目配り・気配り（民生委員・児童委員との連携）
- ・福祉座談会の開催段取り（社会福祉協議会との調整）
- ・地域支え合いに関する取り組み（サロン等の手伝い）
- ・地域、行政、社会福祉協議会との福祉のパイプ役

地域福祉推進委員研修

- ・地域支え合いに関する活動事例の情報提供
- ・支え合い活動の研修や他の地域福祉推進委員同士の情報交換
- ・様々な住民が地域福祉推進委員を経験することで地域に福祉に関心のある人を増やしていく

無理をしない活動

できる範囲で、できることを
地域支え合いの意識醸成

住民への役割の周知

行政区囑託員、民生委員・児童委員への周知、町民への広報

特に関連する展開項目：⑧民生委員・児童委員、地域福祉推進委員の活動支援

●多様な生活課題への理解促進

思いやりや支え合いの前提として、認知症やヤングケアラー、再犯防止の支援や成年後見など、新しい知識や情報を学ぶことで課題を抱える人や世帯への気づきと支援につなげます。

多様な生活課題への
理解促進
課題を抱える人や世帯
への気づき

- ・支え合いに必要な知識・情報の普及
- ・8050問題、発達障がい、ヤングケアラーや再犯防止、成年後見など、生活課題の多様化や複合化等に関する基礎的な理解の普及
- ・地域でできる支え合い活動事例等の情報提供

特に関連する展開項目：⑨見守り・気配り意識の充実（多様な課題への学び）

3. 各種連携による町全体での福祉力の充実に関して

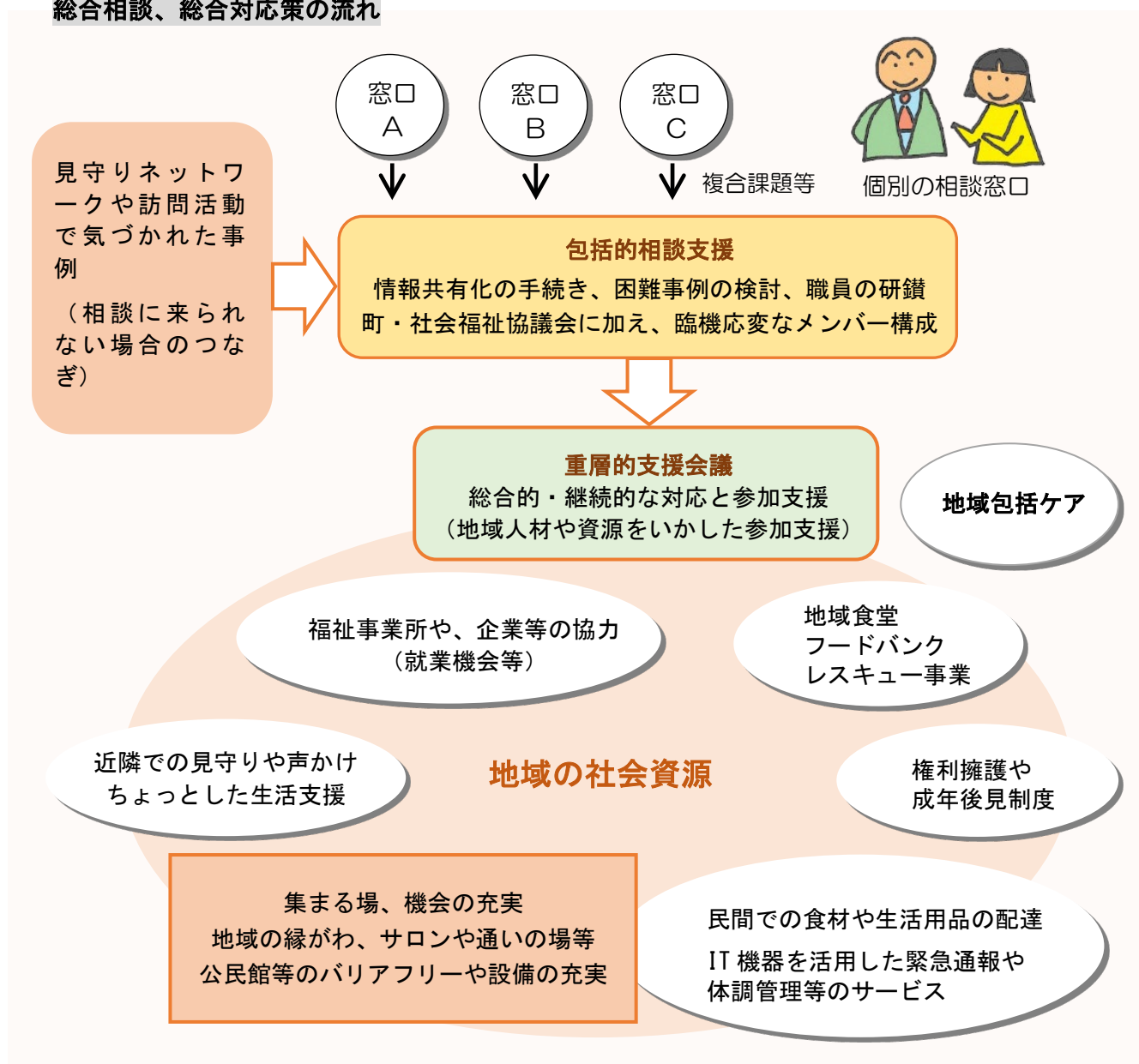
●専門機関連携による課題解決

生活困窮や障がい、介護など複合的課題を抱える世帯へ関係部署や機関が情報を共有し総合的な対応にあたります。

●地域の社会資源の連携

生活課題の解決や生活支援を進めるためにも、自助・共助・公助の連携した取り組みや地域の社会資源の発掘と活用を進めます。

総合相談、総合対応策の流れ



特に関連する展開項目：⑭身近な相談窓口、寄り添う総合相談
⑳各種団体・福祉事業所等の連携

5. 展開項目ごとの取り組み

項目ごとに、現状と課題、基本的な考えとしての基本方針を定めます。その上で、住民の取り組みとなる「住民の役割」と、住民活動を進めるための町と社協の取り組みを整理します。また、福祉関連の事業所や団体の役割も整理します。

1. 地域福祉を支える担い手づくり

地域支え合いの大事さを改めて確認するとともに、一人ひとりが健康維持や介護予防、災害や犯罪を防ぐための知識や情報を得て自助力を高め、地域福祉を支える担い手づくりを行います。

① 地域福祉の広報・啓発	
現状と課題 近隣関係の希薄化や生活課題の多様化・複雑化が進むからこそ、公的福祉サービスだけでなく、近隣での支え合いを広げていくことが、ますます必要となっている。	基本方針 近隣関係の希薄化が進む状況の変化のなか、福祉推進の基本である「地域支え合い」の啓発を進めていく。 地域福祉推進の基本として各年代に応じた啓発や意識づくりを進める。
住民の役割 ・地域支え合いの大事さへの理解を深める ・近隣での目配り等への意識づくりと声かけ等の心がけ	
町の役割 ・地域福祉計画、地域福祉活動計画をホームページで周知 ・様々な広報媒体や各種会合等での地域福祉について情報の提供や啓発 ・行政区嘱託員や各種団体関係者等のキーパーソンへの啓発	社協の役割 ・地域福祉推進委員の役割を広く周知 ・各種会合等での地域福祉の啓発 ・ホームページ、社協広報（ふれあいネットワーク通信）、パンフレット等による啓発や広報 ・身近な地域支え合い活動状況の事例収集と広報による啓発
事業所・地域団体の役割 ・業務と関連して地域支え合いに関する取り組み	目標値 町民アンケート調査で「地域福祉の充実の「満足」、「やや満足」の合計を 25%（令和 6 年度 18.5%）

② 子どものときからの福祉の意識づくり・福祉教育	
現状と課題 子どものときの福祉に関する体験が大人になっての近隣での支え合いにつながることも、高校生ワークショップで示されている。また、小中学校での福祉の体験や学習をより充実していくことが望まれる。	基本方針 小中学校・高校等での福祉体験、高齢者や障がい者との交流など、子どものときからの福祉体験・教育を進め、次代を担う若い世代での支え合いの意識づくりにつなげる。
住民の役割 ・ 普段の生活の中で、子どもたちに近隣での支え合いの経験を伝える ・ 世代間交流に関する行事や活動 ・ 登下校の見守り等での子どもたちと地域の人との顔合わせ ・ 地域学校協働活動での福祉に関する取り組み（人材や福祉事業所等の地域資源の活用）	
町の役割 ・ 総合的な学習の時間等による地域福祉の意識づくり ・ 地域学校協働活動での福祉に関する取り組みの依頼、活動への協力 ・ 学校での福祉教育や学習の推進 ・ 放課後児童クラブや子育て支援センター等での地域との交流推進 ・ 認知症サポーター養成講座の実施	社協の役割 ・ 学校等での福祉教育の実施。学習メニューの提示及び周知と活用 ・ ワークキャンプ（社会福祉施設等体験事業）の実施 ・ 学校での福祉教育の支援にあたる福祉教育サポーターの育成検討
事業所・地域団体の役割 ・ ワークキャンプ（社会福祉施設等体験事業）等の受け入れ ・ 福祉教育や認知症サポーター養成講座等への協力 ・ 地域学校協働活動での福祉に関する取り組みへの協力	目標値 学校での福祉関連取り組み数 高齢者疑似体験、認知症サポーター養成講座、地域学校協働活動等 6件(年平均) (年約3～4件をもとに)

福祉体験学習状況

	福祉体験学習等
令和3年度	0件
令和4年度	4件
令和5年度	3件



中学生の福祉体験

③ 自助力の充実（健康づくり等）	
現状と課題 共に支え合う共助の前提として、自分自身の健康維持、地震対策や災害への備え、また防犯に対しての備えなど、自助力を高めることが望まれる。	基本方針 各年代に応じた啓発を進め、健康づくり、介護予防、防災や防犯に関する啓発や情報提供により、自分で自分を守る自助力の充実を地域でのサロンや福祉学習などで進める。
住民の役割 - 健康維持、介護や認知症の予防、防災や防犯等の知識を身につけ、自助力を充実させる - 地域で自助力を高め合う一環として、介護予防型ミニデイふれあい事業、サロン、通いの場等の立ち上げと運営、参加	
町の役割 - 健康講座、防災講座等、各種出前講座等での健康や防災等の啓発を実施 - 若い世代に対して、若いときからの健康づくりや犯罪に巻き込まれないための啓発 - 高齢者でも比較的楽に取り組め、楽しめるe-スポーツ※の情報の提供等 - 介護予防型ミニデイふれあい事業、サロンや通いの場への支援、拡大の推進、代表者会議等での情報交換等	社協の役割 - サロン等を利用した健康づくり、介護予防、防犯・防災に関する啓発と情報の提供 - 高齢者が、より高齢になったときのフレイル状態の疑似体験での健康づくりへの啓発
事業所・地域団体の役割 サロンや通いの場等への講師派遣や場所の提供等	関連計画 健康づくり計画との関連

※ e-スポーツ：エレクトロニック・スポーツの略で、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉えるもの



桜丘つどいの場

④ ボランティア活動の推進	
現状と課題 地域支え合いを進めるうえで、ボランティア意識を広げることが望まれる。 音声訳ボランティア養成などを行いボランティア活動につなげているが、いろいろな場面でボランティア活動を広げていく必要がある。	基本方針 ボランティア意識の啓発と活動への参加機会の提供を進める。 特に、高校生ワークショップでは「ボランティア情報がほしい」との意見も出されており、若い人への情報提供を行っていく
住民の役割 ・ボランティア活動への参加 ・身近でできる高齢者や障がい者等、近隣の人への手伝い等	
町の役割 ・ボランティア活動の啓発、参加や活動の支援 ・ボランティアや住民活動団体等の人材育成 ・人材育成後の活動機会の提供	社協の役割 ・ボランティア協力校でのボランティア活動支援 ・学校での福祉体験学習のメニューの提示及び周知と活用 ・専任職員による連絡、調整、相談・援助
事業所・地域団体の役割 ・ボランティアを必要としている情報の発信	目標値 ボランティア養成講座等の開催 年平均 5 回 音声訳ボランティア養成、ワークキャンプでのボランティア体験等

ボランティア登録数

年度	団体数	団体人数	個人登録数	ボランティア相談件数
令和 2 年度	38 団体	1,639 人	91 人	2 件
令和 3 年度	39 団体	1,545 人	103 人	16 件
令和 4 年度	38 団体	1,561 人	117 人	23 件
令和 5 年度	45 団体	1,694 人	157 人	40 件
令和 6 年度	47 団体	1,753 人	176 人	27 件

⑤ 災害ボランティアの養成	
現状と課題 熊本地震の際、災害ボランティアセンターにおいて多くのボランティアの活躍があった。 また、全国各地で災害が多発しており、今後の災害に備えたボランティア活動の充実が望まれる。	基本方針 平時の災害への備えとして災害ボランティアの養成を通して、防災への理解を高めるとともに、地域の安全や安心を担う人材育成を進める。
住民の役割 ・災害ボランティアセンター設置訓練への参加	
町の役割 ・地域での自主防災活動にあわせて、災害ボランティアの啓発	社協の役割 ・災害ボランティアセンター設置訓練とボランティアの養成 ・災害ボランティア養成講座修了者やボランティア活動実績のある人への呼びかけ、名簿登録への協力要請 ・専任職員による連絡、調整、相談・援助
事業所・地域団体の役割 ・災害ボランティアセンター設置、運営への協力 ・災害に備えた福祉避難所の運営訓練	関連計画 ・地域防災計画との関連

2. 身近な支え合い活動の推進

民生委員・児童委員、地域福祉推進委員活動の推進とともに、地域でのコミュニティ活動の中で、地域住民、高齢者、障がい者、子ども、さらに外国人転入者等が互いに思いやり支え合う、身近な福祉力（共助）を高めます。

⑥ 地区での福祉の話し合い	
現状と課題 行政区を単位とし、地区の役員等を中心に、福祉の話し合いとして、第3期計画では「4者協議（行政区嘱託員、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員、地区担当職員）」での検討を挙げていたが、呼びかけ・推進の体制が十分ではなかった。 今後はこのような地区での福祉の話し合いが積極的に行われるよう、行政・社協の支援体制の整備を進める必要がある。	基本方針 地区住民による地区の課題についての話し合いの立ち上げや支援、支え合い活動の推進のためのアイデア出しなどが進められるよう、行政・社協の支援体制を整え、住民の自主的な活動の推進を図る。
住民の役割 ・行政区等での地区住民による福祉についての話し合いを進め、地区での見守りや住民交流など福祉に関する取り組みを行っていく ・福祉の話し合いに関して町や社協との連携	
町の役割 ・地区での話し合い推進のための行政と社協の連携と役割分担 ・行政区嘱託員への福祉の話し合いの呼びかけ ・地区での話し合いへ地区担当職員の派遣、および関係課等への適切なつなぎ ・地区担当職員に対する、福祉に関する情報や地区活動に対するアドバイスなどの研修 ・地域づくり活動支援事業での行政区等でのコミュニティ活動支援 ・行政区基本台帳の作成。人口、世帯数等の統計情報の活用	社協の役割 ・行政区嘱託員、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員への福祉の話し合いの呼びかけ ・地区での話し合いの場の設定に関する助言、話し合いの進め方などへのアドバイス ・地域での福祉座談会などの開催支援。進行と調整を担うファシリテーターの派遣 ・小地域福祉活動実践地区、推進地区への活動支援継続 ・小地域福祉活動実践地区、推進地区事業の活動支援方法についての検討 ・行政区基本台帳の作成、サロン活動等の資料活用 ・町内外での地域支えあい活動事例の収集、発信
事業所・地域団体の役割 ・行政区での福祉の話し合いへの参加、専門職としての協力、助言	目標値 小地域福祉活動実施地区（令和6年度20地区）および展開項目「地区での福祉の話し合い」を行った地区数 3期計画目標 27行政区に対して 30行政区

⑦ 身近なコミュニティ活動の継続支援	
現状と課題 各地区で様々なコミュニティ活動が行われており、地域支え合いにつながっている。しかし、コロナ禍での中止や担い手不足などの課題も生じている。また、新規転入者が多い地区もあり、従来のコミュニティ活動が行われにくくなっている状況も見受けられる。	基本方針 地域支え合い活動（小地域福祉活動）の推進と近隣や各行政区等での住民同士のコミュニティ活動をもとに、地域支え合いにつなげていく。 特に、外国人を含め、新規転入住民へのコミュニティ活動への参加を促していく。
住民の役割 ・コミュニティ活動が災害時や防犯面等でも大きな役割を果たすなど、コミュニティ活動への理解と参加 ・新規転入住民へのコミュニティ活動の参加、周知などの声かけ	
町の役割 ・地区での課題対応に備えて地区担当職員へのコミュニティ活動事例等の研修 ・地区担当職員制度によるコミュニティ活動の支援 ・地域づくり活動支援事業での行政区等でのコミュニティ活動支援 ・地域通貨「水水」による地域活動の支援 ・宝くじ助成金等の助成制度の紹介と申請支援 ・外国人を含め新規転入住民に対してコミュニティへの参加の啓発、支援	社協の役割 ・福祉につながるコミュニティ活動の事例の収集・発信 ・地域支え合いに関するコミュニティ活動の支援、事例の収集・発信 ・地域福祉推進懇談会にて行政区や校区等における課題を整理し、コミュニティ活動について検討 ・年中行事等のコミュニティ活動等への備品や器具の貸し出し
事業所・地域団体の役割 ・近隣地区の地域行事等への参加や、職員による手伝い等	目標値 町民アンケート調査で「地域コミュニティの充実（町内会支援等）」の「満足」、「やや満足」の合計 45%（令和 6 年 36.3%）

⑧ 民生委員・児童委員、地域福祉推進委員の活動支援

現状と課題 民生委員・児童委員、地域福祉推進委員に対する住民の認知度が必ずしも十分でなく、理解と協力を一層進めていく必要がある。	基本方針 訪問活動や相談などにあたる民生委員・児童委員は地域福祉に重要な役割を果たしている。 また、地域福祉推進委員は地域の福祉課題を早期に発見し、解決するための地域住民の福祉活動を起こしていく際のまとめ役である。 このような活動への理解を住民に伝えていく。
住民の役割 ・ 民生委員・児童委員、地域福祉推進委員活動への理解 ・ 近隣で気になる人や見守りが必要な人の様子を、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員に伝える	
町の役割 ・ 民生委員・児童委員や、その活動についての広報、ホームページ等での周知	社協の役割 ・ 地域福祉推進委員の全行政区配置の推進 ・ 行政区嘱託員への理解と協力の要請、役割の周知 ・ 地域福祉推進委員の研修 ・ 民生委員・児童委員と地域福祉推進委員の情報交換 ・ 地域福祉推進委員活動の手引きの充実
事業所・地域団体の役割 ・ 民生委員・児童委員について理解を深める	目標値 地域福祉推進委員の全行政区への配置 3期計画の目標と同じく 52 地区 （令和6年 41 地区 66 人、59%）

地域福祉推進委員

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区数	43 地区	45 地区	45 地区	36 地区	41 地区	41 地区
人数	67 人	70 人	70 人	61 人	67 人	66 人



地域福祉推進委員研修

⑨ 見守り・気配り意識の充実(多様な課題への学び)	
現状と課題 ヤングケアラーや 8050 問題など、生活課題が複雑化している。 近隣で課題を抱える人にいち早く気づくためにも生活課題への理解を深めておくことが望まれる。	基本方針 民生委員・児童委員、地域福祉推進委員をはじめ、誰もが近隣での目配りや声かけなどに取り組めるよう啓発や広報を進める。 また、生活課題が複雑になっており、その内容への基本的な理解などを促していく。
住民の役割 ・ 多様化、複雑化が進む生活課題について理解を深め、課題を抱える人、世帯への気づき ・ 地域で課題を抱える人、世帯に関して必要に応じて町や社協等への情報提供	
町の役割 ・ 近隣での課題を抱える人や世帯への気づきと、専門機関等へのつなぎの啓発 ・ 経済的、精神的課題やヤングケアラー、8050 問題等への基本的な知識や情報の啓発による課題への気づきの推進	社協の役割 ・ 地域福祉推進委員などによる地域福祉活動の支援 ・ 高齢者や障がい者だけでなく、すべての人への目配り、思いやり意識の醸成 ・ 生活課題の多様化や複雑化に関する基本的な知識や情報の啓発 ・ 普段の生活の中で近隣の人の異変への気づきの啓発
事業所・地域団体の役割 ・ 地域で課題を抱える人・世帯に関して必要に応じて町や社協等への情報提供への協力	

⑩ 地域での健康・介護予防等への学び	
現状と課題 個人では意識していても、なかなか健康づくり等に取り組みが進まないことがあり、身近な地域での取り組みの場が望まれる。	基本方針 地域で健康づくりや介護予防等の取り組みを進めていく。
住民の役割 ・ 通いの場やサロン等、健康づくり、介護予防等につながる活動の立ち上げや運営 ・ 通いの場やサロン等への参加 ・ 健康づくりや介護予防に関する出前講座等の活用	
町の役割 ・ 健康づくり等の啓発、出前講座 ・ 若い世代が気軽に参加できる環境整備として、健康アプリや健康ポイントの周知 ・ 介護予防型ミニデイや通いの場への健康づくりや介護予防等の専門家の派遣や、体力測定の実施と効果の周知 ・ 介護予防型ミニデイふれあい事業、サロンや通いの場への支援、拡大の推進、代表者会議等での情報交換等（再掲）	社協の役割 ・ 介護予防型ミニデイふれあい事業、サロン、通いの場等の情報提供と立ち上げ支援 ・ 座談会等を活用した健康づくりや介護予防等の啓発 ・ 高齢者が安全にできる体操やレクリエーション等の紹介
事業所・地域団体の役割 ・ 健康づくりや介護予防に関する講師としての協力 ・ 食生活改善推進員（ヘルスメイト）として地域での食文化や料理作り等の支援	目標値 ミニデイ、サロン、通いの場のいずれかに取り組んでいる実行政区数 60 地区 （令和6年度 52 地区）

ミニデイ、サロン、通いの場の状況 （行政区数）

年度	ミニデイ	サロン	通いの場
令和2年度	25 地区	12 地区	21 地区
令和3年度	26 地区	13 地区	19 地区
令和4年度	26 地区	10 地区	23 地区
令和5年度	27 地区	18 地区	24 地区
令和6年度	27 地区	23 地区	26 地区

⑪ 地域での防災・防犯の推進	
現状と課題 災害や事件事故の多発化等を背景に、防災・防犯については若い世代を含めて地域住民の大きな関心事であり、活動の充実が必要とされている。	基本方針 防災や防犯に強い安全・安心のまちづくりを進める一環として、地域でできる取り組みを進める。
住民の役割 ・自主防災組織での避難訓練等の実施、出前講座の活用 ・地域防災計画、避難計画の作成 ・避難ができてにくい人の近隣での把握と避難支援の検討 ・コミュニティ活動にもつながる防災や防犯に関する地域での取り組み ・防災士として地域の人に災害への備え、対策を広げる ・交通危険箇所の点検、洗い出し ・防犯カメラの設置申請 ・マイタイムライン※の作成	
町の役割 ・地域防災力活動支援事業による自主防災組織の活動支援 ・地域版防災計画（地区防災計画）の更新支援 ・ハザードマップを活用した災害への備えの周知 ・マイタイムラインの啓発 ・災害発生時の災害情報、避難情報の提供 ・指定避難所の環境整備、運営内容の点検 ・養成講座の案内等、防災士養成の推進 ・防犯カメラの設置補助 ・防犯に関する近隣での意識づくり（近年の課題、防犯カメラの設置と活用について等）	社協の役割 ・サロンや通いの場、福祉座談会等での防犯に関する啓発 ・災害ボランティア養成講座をいかし、日ごろの防災、防犯、見守り活動等への協力要請
事業所・地域団体の役割 ・地域の防災拠点、福祉避難所の役割	関連計画 ・地域防災計画との関連

※マイタイムライン：住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの

⑫ 地域での生活支援	
現状と課題 ひとり暮らし高齢者や障がい者などは生活上ちょっとした困りごとを抱えるなどの課題がある。 介護保険サービスなど公的なサービスの対象にならない「困りごと」に対して近隣での「ちょっとした生活支援」などの取り組みが望まれる。	基本方針 公的なサービスだけでなく、近隣での生活支援の取り組みができるよう、町、社会福祉協議会、地域住民や各種事業所等とともに進めていく。
住民の役割 ・「ちょっとした生活支援（ゴミ出しや家具の出し入れなど）」の話し合い、無理のない形での取り組み	
町の役割 ・補助事業を通して、シルバー人材センターで「まごころ生活支援事業(ワンコインサービス)」を実施。事業の周知や会員の確保による事業の充実 ・生活支援につながる住民活動の立ち上げ支援 ・地域の生活課題に対して関係機関等と連携しての協議	社協の役割 ・生活支援につながる社会資源の整理や一覧表の作成とその活用 ・生活支援コーディネーターによる生活支援体制整備事業の実施 ・住民による近隣での生活支援の検討支援 ・「ちょっとした生活支援」事例の紹介等
事業所・地域団体の役割 ・地域貢献としての生活支援の検討	

⑬ 地域の集まる場づくり	
現状と課題 熊本県の制度である「地域の縁がわ」は令和 6 年 10 月時点で町内に 7 か所が登録されている。 また、地域の縁がわだけでなく、認知症カフェ・子ども食堂等、幅広い世代が集えることや、さらに就労に課題を抱える人や引きこもりの人などと地域とのつながりの場が多くあることが望まれる。	基本方針 地域住民の交流の場として、誰もが気軽に集える福祉の拠点となる場づくり・機会づくりを支援していく。
住民の役割 ・地域の状況に応じた「集まれる場・機会」の工夫 ・いろいろな世代の交流、新規住民との交流 ・公民館でのバリアフリーの対応 ・公民館のない地区での空き家や空きスペース等の活用検討	
町の役割 ・熊本県の地域の縁がわ事業の主旨の紹介や実施事例の広報、申請等への協力 ・町の福祉関連施設や指定管理施設で縁がわ機能の役割の推進 ・子ども食堂や認知症カフェ等の支援 ・公民館のバリアフリー改修や備品の整備の支援	社協の役割 ・サロンや通いの場等の活動を元に、高齢者だけでなく交流を広げ、誰もが集える地域の縁がわ活動への広がり支援 ・地域での工夫事例の収集と紹介 ・包括化推進員との連携強化
事業所・地域団体の役割 ・事業所施設での縁がわ機能の役割提供等	

3. 各種連携による町全体での福祉力の充実

誰もが安心していきいきと暮らせるよう、町、社会福祉協議会、住民、関係機関、福祉関連事業所等が連携して町全体での福祉力の充実を進めます。

⑭ 身近な相談窓口、寄り添う総合相談	
現状と課題 生活に課題を抱える人への身近な相談窓口が必要とされる。 また、複数の分野にまたがる生活課題を抱える人や世帯が増加しており、総合的に課題解決にあたる総合相談・総合対応の充実を進める必要がある。	基本方針 「ふくしの相談窓口」の周知を進める。 さらに、複合的な生活課題を抱える人や世帯に対して関係機関が連携し、総合的な対応や支援にあたる。 また、課題を抱える世帯を早期に発見できるよう地域の協力を進める。
住民の役割 ・相談窓口を必要に応じて利用 ・近隣で課題を抱える人の気づきと相談窓口へのつなぎ ・近隣ならではの課題を抱える人や世帯への声かけや見守り	
町の役割 ・身近な相談窓口としての「ふくしの相談窓口」の周知広報 ・複雑化している相談に対して、関係課、関係機関とのタイムリーな情報共有や連携強化を図り、スムーズな対応を行っていく ・伴走型の支援	社協の役割 ・課題を抱える世帯等の情報を地域住民からつないでもらうことの周知・啓発 ・「ふくしの相談窓口」と連携した支援 ・心配ごと相談と連携した支援
事業所・地域団体の役割 ・課題解決に向けての事業所の専門性をいかした貢献	関連計画 ・重層的支援体制整備事業計画との連携

権利擁護等相談件数（再掲）

	権利擁護・ 成年後見制度相談	消費者被害相談	高齢者虐待相談
令和元年度	10 件	84 件	14 件
令和2年度	18 件	83 件	7 件
令和3年度	17 件	89 件	8 件
令和4年度	22 件	85 件	12 件
令和5年度	14 件	90 件	15 件

⑮ 地域での子育て支援の充実

現状と課題 子どもが巻き込まれる事故や事件、また児童虐待などの課題がある。 子育ての不安や悩みを少しでも解消できるよう、子どもを見守り、子育てを応援する地域づくりの推進が望まれる。	基本方針 子どもの安全確保や、子育ての不安・悩みを支え、地域で子どもを見守り、育む環境づくりを進める。
住民の役割 ・地域で子ども達への声かけや登下校時の見守り、防犯パトロール ・子どもたちと地域住民との交流活動、地域行事への参加 ・子ども食堂や子どもの居場所となる場づくり ・虐待やヤングケアラー等の課題を抱える世帯等への気づきと、民生委員・児童委員、社協、町等への情報提供	
町の役割 ・子育て支援センターや子育てカフェなど子育て親子が集い、相談などができる場の提供 ・こども家庭センターでの相談とセンター自体の周知 ・子どもの虐待やヤングケアラー等に関する住民への啓発 ・子ども食堂への支援や寄付等の周知	社協の役割 ・サロンや保育園行事等での高齢者や地域住民と保護者や子ども達との交流支援 ・地域で子ども達への声かけや登下校時の見守り、防犯パトロールの推進支援 ・フードパントリーへの協力 ・子ども食堂への支援 ・老人福祉センターで実施されている子育てカフェの周知 ・子育て関係団体との連携（NPO 等）
事業所・地域団体の役割 ・各保育所等において、行事の公開や農作物の共同収穫などを通じた地域住民との交流活動の実施 ・子どもたちと事業所の交流活動 ・子育て関連施設での地域との交流活動	関連計画 ・こども計画との連携

⑯ 地域での障がい児・者支援の充実

現状と課題 発達障がいや外見からは分かりにくい障がいについても、理解を深めることが必要となっている。 また、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し共に生きる地域づくりが必要とされている。	基本方針 障がい者が安心して暮らせる地域共生社会を目指し、住民の理解と協力を進める。 そのため、障がいへの理解促進や、障がい者と健常者とがともに尊重し合う共生社会を目指す。
住民の役割 ・障がいの特性に応じた声かけや手助け等の学び ・身近な障がい者への見守りや生活支援 ・近隣の障がい者施設での障がい者との交流	
町の役割 ・障がいへの理解やノーマライゼーション※の推進 ・ヘルプカード等障がいに関する各種マーク等の周知・広報 ・年齢や障がいの有無にかかわらず楽しめるe-スポーツの情報の提供等（再掲） ・普段からの障がい者と地域住民や学校等との交流活動の推進 ・就労支援に関する地域企業等への協力要請	社協の役割 ・福祉まつり等での当事者団体の情報発信 ・障がい者施設や団体と地域住民との交流活動支援 ・学校や地域での障がいへの理解を促す福祉教育
事業所・地域団体の役割 ・障がい者施設への作業業務の発注 ・夏祭りなどのイベント時での地域住民との交流	関連計画 ・障がい者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画との連携

※ノーマライゼーション：「障がい者はあたりまえの、普通の生活を送る権利があり、その生活を支える社会を構築する」という社会理念

⑰ 地域での高齢者支援の充実	
現状と課題 後期高齢者が今後増えていくことに伴い、ひとり暮らしや、介護・認知症等の課題を抱える人の増加が見込まれ、地域でのできるだけの高齢者支援が望まれる。	基本方針 普段からの健康維持や介護予防をサロンや通いの場、地域行事での高齢者の役割発揮などで進める。 また、地域で高齢者への見守り声かけ、ちょっとした生活支援などを進めていく。
住民の役割 ・高齢者自身の健康の維持や介護予防、地域での役割発揮など ・サロンや通いの場等の地域での取り組み	
町の役割 ・シルバー人材センターと連携し、高齢者雇用とサービス提供のできる「まごころ生活支援事業（ワンコインサービス）」の充実 ・高齢者の就労的活動支援コーディネーターの活用についての周知 ・認知症サポーター養成や認知症カフェ実施に向けた支援 ・見守りネットワーク協定への事業所の協力要請	社協の役割 ・介護予防型ミニデイふれあい事業、サロン、通いの場の普及のために地域への働きかけと立ち上げ、運営支援 ・認知症サポーター養成や認知症カフェ実施に向けた支援 ・法人後見の充実
事業所・地域団体の役割 ・介護や認知症について講師等の派遣 ・「高齢者見守りネットワーク」への協力	関連計画 ・高齢者福祉計画、介護保険事業計画との連携

まごころ生活支援事業の利用状況

	利用者(実数)	利用回数(延べ数)
令和2年度	23人	497回
令和3年度	22人	591回
令和4年度	24人	415回
令和5年度	17人	338回
令和6年度 10月末	17人	25回

⑱ 地域での認知症対応	
現状と課題 認知症の症状のある人は約 920 人で、65 歳以上人口の 11%となっている（令和 5 年）。 今後も高齢者が多くなることが見込まれ、予防、早期発見等を進めるとともに、認知症の人を地域で支援することが必要となっている。	基本方針 認知症への理解をはじめ、予防、早期発見や介護の仕方の広報を進めるとともに、認知症の人を地域で支える意識・仕組みづくりを行う。
住民の役割 ・ 認知症への理解、認知症サポーター養成講座の受講 ・ 認知症の早期の気づきと、受診、専門機関への相談	
町の役割 ・ 認知症の予防、早期発見、適切な介護などの情報提供や学習機会の提供 ・ 認知症の人を地域・近隣で支えること（認知症フレンドリー社会）の啓発や仕組みの推進 ・ 小中学校や地域、職域等での認知症サポーター養成講座の開催 ・ 認知症カフェの支援	社協の役割 ・ 見守り活動をはじめ認知症の人を支える地域づくりの啓発・支援 ・ サロン、通いの場等での早期発見や予防等の支援
事業所・地域団体の役割 ・ 地域での学習会等への認知症について講師等の派遣などの協力	関連計画 ・ 高齢者福祉計画、介護保険事業計画との連携

⑱ 自立支援や生活支援の充実	
現状と課題 生活困窮や権利擁護に関わる課題、自殺対策、再犯防止など課題を抱える人や世帯に対して、制度での対応に加え、近隣での支え合いによる支援が望まれる。	基本方針 経済面や就労等に課題を抱える人に対して地域や近隣でのできるだけの支えができるように支え合い意識の啓発や取り組み事例などの情報提供を進める。
住民の役割 ・近隣で生活課題を抱える人や世帯へのできるだけの見守りや生活支援 ・生活課題を抱える人へ、孤立した状態にならないよう、地域行事や近隣コミュニティの中での目配り	
町の役割 ・生活困窮者自立支援制度やひきこもり対策について行政区嘱託員や住民への周知 ・自殺防止のためのゲートキーパーの養成 ・課題を抱える人や世帯への見守りなどを通しての、気づきと相談へのつなぎの啓発 ・就労や住居確保などの支援につながる住民や企業の協力の啓発 ・孤立を防ぐための地域コミュニティへの溶け込みを進めるための地域リーダーの協力	社協の役割 ・関係機関や近隣住民と連携した伴走型の生活支援 ・自立相談支援事業への住民や企業等の協力要請 ・地域福祉推進委員等への生活困窮に関する啓発 ・フードドライブ等への住民や企業の協力を受ける仕組みづくり
事業所・地域団体の役割 ・福祉施設等での段階的な就労訓練の機会提供等の検討	関連計画 ・成年後見制度利用促進基本計画との連携

②⑩ 再犯防止への地域での取り組み

現状と課題 犯罪や非行を犯した人は、立ち直りにあたって、仕事や住まいの確保が難しかったり、周囲からの理解が得られにくいなどの課題を抱えがちとなっている。 そのため、就労や住まいの確保などを関係機関が協力して進めるとともに、立ち直り支援に関する地域住民の理解と協力を促していく必要がある。	基本方針 犯罪や非行を犯した人の立ち直り支援に関係機関が連携して取り組むことはもとより、地域住民の理解と協力を図っていく。
住民の役割 ・犯罪や非行からの立ち直りに関する理解 ・仕事や住まいに関する場の相談や提供 ・近隣関係、近所付き合いの受け入れ	
町の役割 ・「社会を明るくする運動」の意義の周知 ・保護司会、更生保護女性会の活動の周知と連携 ・協力雇用主団体の活動に関する周知 ・BBS 会（青年ボランティア団体）活動の周知 ・再犯防止に関する地域住民・企業等の理解と協力要請 ・住まいや就労機会の提供等に関する周知	社協の役割 ・「社会を明るくする運動」の意義の周知 ・再犯防止に関する地域住民・企業等の理解と協力要請 ・住まいや就労機会の提供等に関する周知
事業所・地域団体の役割 ・レスキュー事業等での支援 ・協力雇用主等※や就業機会の提供等の受け入れ	関連計画 ・熊本県再犯防止推進計画との連携

※協力雇用主等：犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主

②① 成年後見制度による権利擁護の推進	
現状と課題 令和4年2月から「大津町権利擁護ネットワーク協議会」を中核とし、困難な個別ケースの解決や後見人候補者のマッチングに向けた「権利擁護支援チーム会議」も開催した。 窓口の広報活動等を行いながら、広報、相談、研修会の開催、後見人支援、担い手確保に向けた取り組み、成年後見制度利用支援事業の周知を行っている。 関係機関と連携協力しながら、成年後見制度の利用促進が望まれる。	基本方針 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の利用について、状況に応じた適切な対応ができるよう取り組みを進める。
住民の役割 ・権利擁護や成年後見制度に関する情報の把握 ・市民後見人の養成への参加 ・支援が必要と思われる人について、町や社協等への連絡・情報提供	
町の役割 ・権利擁護支援チームを活用し、町長申立ての必要性や後見人とのマッチング機能の拡充や成年後見申立ての適正な運用も検討 ・成年後見制度の利用促進の啓発 ・市民後見人養成研修等の支援	社協の役割 ・地域住民や福祉関係者への制度の周知、情報提供 ・法人後見および、地域福祉権利擁護事業の実施 ・生活支援員の確保と研修 ・増加する相談契約に対する人材・財源の確保
事業所・地域団体の役割 ・成年後見制度に関する情報の発信 ・支援が必要な人について町や社協等への連絡、情報提供	関連計画 ・成年後見制度利用促進基本計画との連携

② 各種団体・福祉事業所等の連携

現状と課題 福祉に携わる様々な分野の団体や事業所等がネットワークを整え連携を図ることが、福祉活動全体の活性化につながると期待される。	基本方針 地域福祉活動に関わる団体や事業所、グループ等が相互に連携し、地域での協働した取り組みを進め地域の福祉力の充実をめざす。共生社会における行政各計画の一層の連携を図っていく。
住民の役割 福祉事業所等の専門職に地域活動への協力依頼、地域での学びや相談の依頼	
町の役割 - 地域活動に係る団体、事業所が横断的に参加するネットワークの構築 - 事業者や地域団体との交流の橋渡しの推進	社協の役割 - 団体、事業所との関係づくり - 事業者や地域団体との交流の仲介
事業所・地域団体の役割 ネットワークの趣旨をもとに交流や情報交換への参加	目標値 重層的支援体制整備など、関係機関事業所等との連携を目的とした会議や研修等 10回以上（年平均） （令和6年度約8回）



福祉事業所との連携会議
（重層的支援体制整備事業関係）

第4章 計画の進め方

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理
3. 計画の評価方法

1. 計画の推進体制

●合同事務局

町の福祉課と社会福祉協議会との合同事務局とし、連携した企画立案を行います。企画立案にあたっては、地域住民の意見や地域から挙げられた課題を反映させるものとしてします。

●プロジェクトチーム（調整会議）

町の関係課を加えたプロジェクトチームで総合調整を行い、各課施策を地域福祉の視点で調整するなど横のつながりを強化します。

●地域住民との協働

福祉座談会の開催、人材育成と活躍の機会提供で協働を行います。社会福祉協議会が担う福祉座談会で直接の地域とのつながりを進めます。

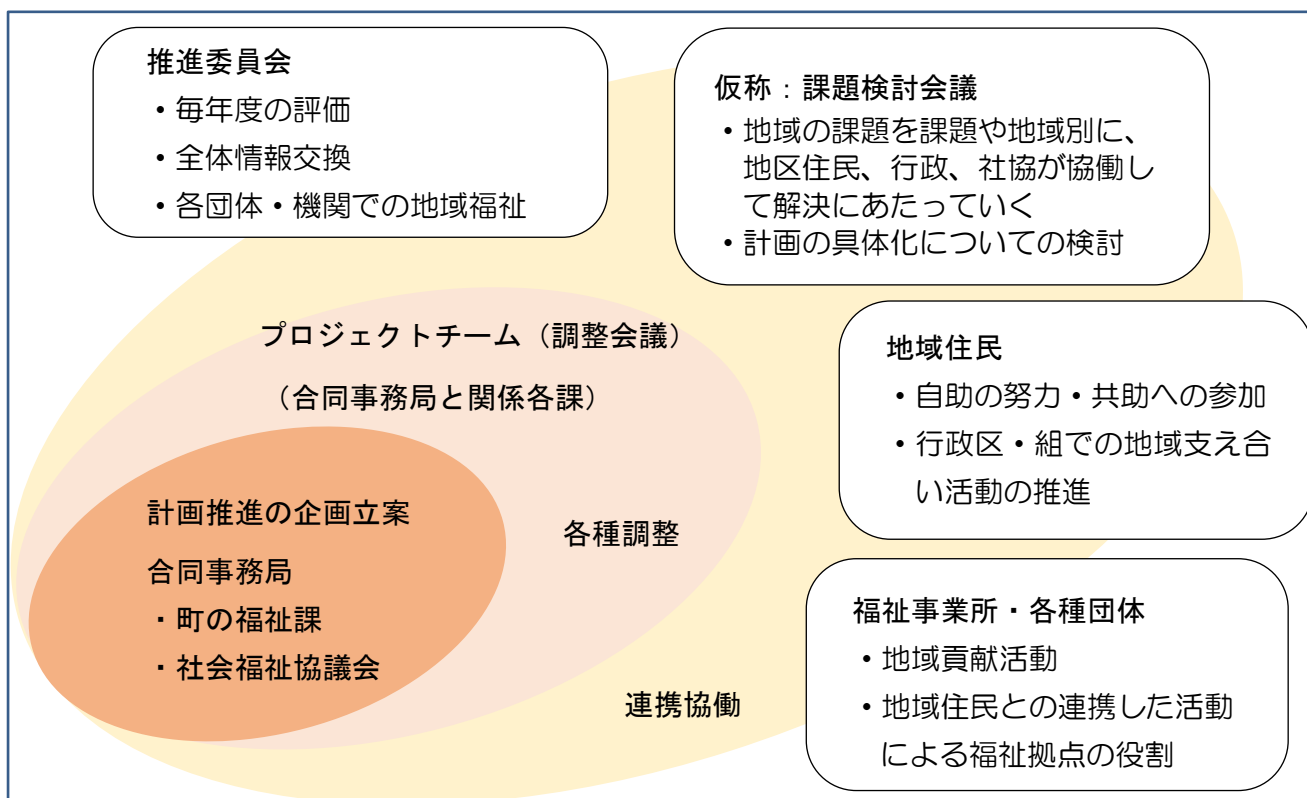
●福祉事業所や各種団体との協働

福祉事業所や各種団体と情報交換を密にし、より一層の協働を進めます。

●計画推進上の課題と進め方についての取り組み（仮称：課題検討会議）

計画を進めていくなかで、新しく生じたり、見出された課題について、地域の関係者や町役場関係課、社協が協働して検討を行い取り組んでいきます。

また、計画にあげている項目を具体的に進めていく行動計画についても、必要に応じて項目を設定し、同様に検討を行うものとしてします。



2. 計画の進行管理

●地域福祉計画等推進委員会の継続

毎年度、地域福祉計画等推進委員会において、地域福祉計画の実績および取り組み状況を報告し、評価・意見をいただいています。本計画期間中も同様に継続します。

●地域福祉計画等推進委員会の役割

取り組み状況の評価、意見を次年度以降に反映させます。

また、地域福祉推進に関わる情報交換の場とし、各委員から活動状況等の報告をいただくとともに、計画の具体的な進め方などの検討の場とします。

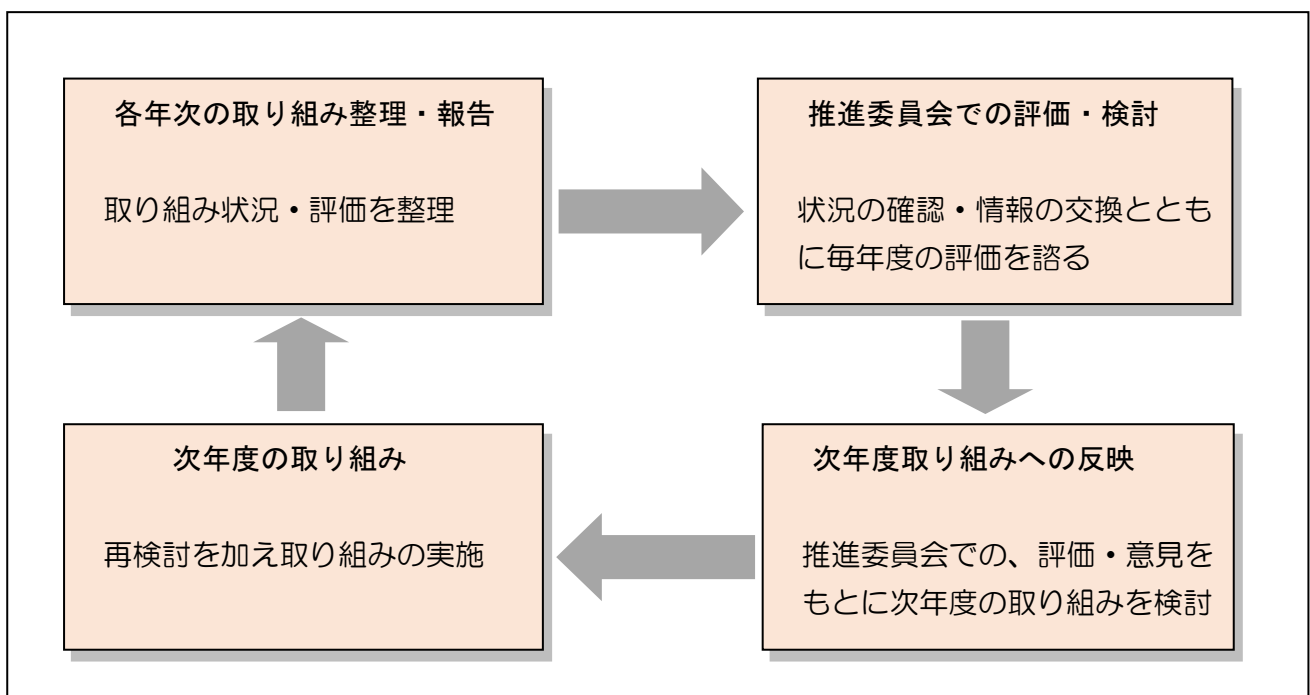


推進委員会

●計画の進捗管理・評価

計画の進捗にあたっては数値で表せる取り組みについては数値を踏まえて進捗管理を行います。

また、数値として表せない事項については、検討の経過状況を示し、進捗状況の評価を行います。



3. 計画の評価方法

●数値目標の評価

計画の3つの柱ごとに設定した数値目標についての評価を行います。

計画の柱	数値での評価項目	目標値	当該年度状況と評価
1. 地域福祉を支える担い手づくり	①地域福祉の広報・啓発 町民アンケート調査で「地域福祉の充実の「満足」、「やや満足」の合計（令和6年 18.5%）」	25%	
	②子どものときからの福祉の意識づくり、福祉教育 学校での福祉関連取り組み数 高齢者疑似体験、認知症サポーター養成講座、地域学校協働活動等	6件（年平均） （年約3～4件をもとに）	
	④ボランティア活動の推進 ボランティア養成講座等の開催	年平均5回 音声訳ボランティア養成、ワークキャンプでのボランティア体験等	
2. 身近な支え合い活動の推進	⑥地区での福祉の話し合い 小地域福祉活動実施地区（令和6年度 20地区）および展開項目「地区での福祉の話し合い」を行った地区数	3期計画目標27行政区 に対して30行政区	
	⑦身近なコミュニティ活動の支援 町民アンケート調査で「地域コミュニティの充実（町内会支援等）」の「満足」、「やや満足」の合計（令和6年 36.3%）」	45%	
	⑧民生委員・児童委員、地域福祉推進委員の活動支援 地域福祉推進委員数 （全行政区数 69行政区、令和6年 41地区 59%、66人）	3期計画と同じく 75%で52行政区	
	⑩地域での健康・介護予防等への学び ミニデイ、サロン、通いの場のいずれかに取り組んでいる実行政区数 （令和6年度 52地区）	60地区	
3. 各種連携による町全体での福祉力の充実	⑫各種団体・福祉事業所等の連携 重層的支援体制整備など連携を目的とした会議や研修等 （令和6年度約8回）	10回以上（年平均）	

●展開項目取り組み評価

施策の評価を下表のように行います。

毎年度取りまとめ次年度での取り組みにつなげます。

施策	上段、町の取り組み	実施状況	評価・改善事項 今後の進め方
	下段、社会福祉協議会の取り組み		
①地域福祉の広報・啓発	・地域福祉計画、地域福祉活動計画をホームページで周知 ・様々な広報媒体や各種会合等での地域福祉について情報の提供や啓発 ・行政区嘱託員や各種団体関係者等のキーパーソンへの啓発	○○○○○○○○○ ○○○	○○○○○○○○○ ○○○
	・地域福祉推進委員の役割を広く周知 ・各種会合等での地域福祉の啓発 ・ホームページ、社協広報(ふれあいネットワーク通信)、パンフレット等による啓発や広報 ・身近な地域支え合い活動状況の事例収集と広報にトズ取	○○○○○○○ ○○	

資料. 用語集

《あ行》

◆アウトリーチ

地域に出かけること。全国社会福祉協議会がまとめた行動宣言で、社協の果たすべき役割として挙げられている。地域に密着した社協活動を意味する。

◆青色防犯パトロール

青色回転灯を装備した自動車を用いた自主防犯パトロール。

◆SNS エスエヌエス（ソーシャルネットワーキングサービス）

インターネット上で人と人のつながりや交流を楽しむコミュニティ型の会員制サービス。

《か行》

◆介護保険

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする状態になっても安心して生活がおくれるよう、高齢者やその家族を社会全体で支えていくことを目的として、平成 12 年 4 月より制度開始している。介護が必要な時に認定を受けて必要なサービスを利用するもの。40 歳以上の人を支払う保険料と公費を財源にしている。

◆キーパーソン

物事を決めたり勧めたりする際、カギを握る重要な人。

◆協力雇用主等

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。

◆健康寿命

「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」厚生労働省が、統計的な処理をして算出している。

◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応を図ることができる人。

◆高齢化率

全人口に占める 65 歳以上の人の割合。

◆更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

◆コーディネート

物事を調整し、全体をまとめること。

◆子育て支援センター

地域の子育て支援を進めるため、保護者の支援や地域支援の推進等を担う役割を持つ。市町村から保育所・社会福祉協議会等への委託事業として行われている。

◆こども家庭センター（子育て世代包括支援センター）

すべての子ども（家庭及び妊産婦）等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワークとして保有し、相談・ソーシャルワーク対応を行う組織。

◆子ども食堂

地域住民やボランティア団体等が主体となり、無料または低価格帯で子ども達に食事を提供するコミュニティの場。子どもに限らず必要とする人を対象とする地域食堂となる場合もある。食事の提供だけでなく地域とのつながりを作りだす役割も持っている。

《さ行》

◆災害ボランティア

主として地震や水害、火山噴火などの災害発生時および発生後に、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティア。

◆災害ボランティアセンター

被災地に臨時で設置されるボランティアセンター。被災地のボランティア活動の窓口となり、被災者ニーズの把握、情報の受発信、行政との仲介や調整、外部ボランティアの受入れ等を行う。基本的には当該市町村の社会福祉協議会が設置し運営にあたる。

◆サロン

自治公民館等を利用し、高齢者をはじめ地域の人が集まり談笑・ゲーム・食事等を行うこと。

◆社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成、社会福祉活動への住民参加の支援等を行う。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」の2つの側面を合わせもっている。

◆社会福祉法

社会福祉を進めるための基本的な法律。地域福祉の推進等を定めている。

◆社会福祉法人

社会福祉事業の純粋性と公共性を確立するために、特別に設けられた公益法人。

◆小地域

小学校区や行政区などの「住民の顔が見える日常生活圏」を指す。

◆自主防災組織

災害対策基本法において規定する地域住民による任意の防災組織である。主に、町内会・自治会が母体となり、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。

◆シルバーヘルパー

老人クラブ連合会で一定の研修を受け、ひとり暮らし高齢者宅などを友愛訪問する人。

◆生活困窮者自立相談支援事業

経済的に困っている方、仕事や生活に困っている方へ相談支援を行う事業。

◆生活支援コーディネーター

生活の支援に必要なサービス等を調べたり、地域の人材や資源をいかして、サービスを組み立てたりする役割を果たす人。

◆生活支援コーディネーター事業

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。別名で「地域支えあい推進員」とも呼ばれている。

◆成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人の保護（財産管理や身上監護）を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度である。また、弁護士等の専門職後見だけでなく地域住民による後見（市民後見）の確保が求められている。

《た行》

◆地域共生社会

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会。

◆地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援しようとするものである。

◆地域の縁がわ

熊本県が推進している子ども・高齢者・障がい者など利用者を限定しない、地域の誰もがいつでも気軽に集い、支え合う地域の拠点のこと。

◆地域包括支援センター

介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者およびその家族からの相談の受付や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う総合的な相談・サービスの拠点。

◆地域包括ケア

健康づくり、医療、在宅ケア、リハビリ等を、地域と関係者等が一体的・体系的に、生活ニーズに応じて適切かつ継続してサービス提供がされること。

◆地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、・医療・介護・予防、住まい、生活支援福祉サービスが一体的に提供される体制のこと。

《な行》

◆認知症カフェ

認知症高齢者とその家族が集える場所。

◆認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

◆認知症フレンドリー社会

認知症になっても、特殊な環境に閉じこめられるのではなく、これまでと同じように、地域や社会とつながり、なんらかの役割をもって生きていける社会を作っていこうという考え方。

◆年少人口（率）

人口の年齢構成をみる際、15歳未満の人口を年少人口と言い、その割合を年少人口率という。15歳～64歳までを生産年齢人口。65歳以上を高齢者と呼んでいる。

◆ノーマライゼーション

高齢者や障がい者と健常者を区別せず、社会のなかで共に生活していこうとする理念で、この理念は、老人福祉法や身体障害者福祉法にも位置づけられており、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念である。

《は行》

◆8050問題

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負う社会問題。

◆パートナーシップ

連携した取り組みを行う共同の関係。

◆発達障がい

発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる障がいで、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥/多動性障がい等を指す。

◆パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続き。

◆BBS（ビービーエス、大きなお兄さんお姉さん）

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

◆フードバンク

包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動およびその活動を行う団体。

◆フードドライブ

家庭で余っている食品を学校や職場などに持ち寄り、食べ物を必要とする団体や施設に寄付をする活動のこと。

◆福祉避難所

高齢者や障がい者、妊婦など支援の必要な人達（災害時避難行動要支援者）に配慮した市町村指定の災害時避難所。

◆法人後見

社会福祉法人やNPO法人などの法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

◆保護司

法務大臣から委嘱を受け、保護観察や犯罪予防活動を行う者。

◆防災見守りマップ

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などを地図にマークするなどして確認するためのもの。

◆ボランティアセンター

「ボランティアをしたい人」と「ボランティアが必要な人」とをつなぐ中間支援組織。活動場所の提供や各種講座・講演会による啓発活動、情報紙等による情報提供などを行っている。

《ま行》

◆まごころ生活支援事業

シルバー人材センターが行う、ワンコインでの生活支援サービス。

◆マイタイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

◆民生委員・児童委員

地域住民の生活把握のほか、同じ地域に住む人々の相談を受けたり、児童の遊び場確保のための活動など、地域の福祉を高めるための様々な自主活動を行ったり、関係行政機関とのパイプ役として幅広い活動をする民間の奉仕者（厚生労働大臣が委嘱）。

《や行》

◆ヤングケアラー

「本来は大人がやるべき家事や家族の世話（ケア）を日常的に行っている 18 歳未満の子ども」のことを指す。

例：働いている親の代わりに幼い兄弟の面倒を見ている

障がいのある親や兄弟の身の回りの世話をしている

精神疾患を抱え目の離せない親を気づかい、料理や洗濯など大半の家事をしている

◆要介護認定者

介護保険制度の要介護認定において、介護の必要性があると認められた人。要支援 1・2、要介護 1～5 の認定区分がある。

《ら行》

◆レスキュー事業

社会福祉法人が社会貢献の一環として、経済的に課題のある人への心理的不安の軽減や公的な制度・サービスへの橋渡しなどを行う事業。

《わ行》

◆ワークショップ

多様な価値観や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、誰もが自由に意見を出しやすく形式ばらないよう工夫された会議の手法。

講義などのような一方的な知識伝達のスタイルではなく、様々な人の意見やアイデアを交換・紹介することにより、課題解決のための方策の提案などを行う。

行政区の人口等 令和6(2024)年、3月31日現在(増減は平成31(2019)年との比較)

番号	行政区	人口		世帯数		高齢化率		地域福祉推進委員	小地域活動推進・実践地区	介護予防型ミニデイ	ふれあいサロン	通いの場	自主防災組織
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減ポイント						
1	内牧	145	▲ 7.6	60	9.1	54.5	3.5	3人			○		○
2	外牧	101	▲ 25.2	48	▲ 11.1	70.3	14.7	2人	OR6年度～		○	○	○
3	錦野	186	▲ 9.7	84	2.4	58.6	7.6	2人	OH27年度～		○	○	○
4	鳥子川	44	▲ 17.0	27	3.8	47.7	▲ 5.1						○
5	岩坂	500	▲ 4.0	219	6.3	42.4	▲ 1.7	2人		○	○	○	○
6	瀬田	78	▲ 18.8	30	▲ 16.7	55.1	7.2			○			
7	大林	496	▲ 14.0	230	▲ 8.4	47.0	7.5			○			○
8	吹田	199	3.1	93	19.2	47.7	5.2			○			
9	森	306	▲ 4.1	127	5.8	37.9	3.1		OH18年度～	○		○	
10	上陣内	237	▲ 0.4	95	6.7	32.5	3.9	1人					○
11	中陣内	620	7.1	276	15.0	25.8	0.8	1人	OH21年度～		○	○	○
12	下陣内	565	3.3	223	9.3	30.1	1.6	2人		○	○	○	○
13	町	357	8.8	158	32.8	30.8	▲ 3.0	2人		○			○
14	下町	200	▲ 9.9	93	12.0	46.5	4.6	2人			○	○	○
15	中島	123	▲ 7.5	55	1.9	47.2	4.3	1人	OH30年度～		○		○
16	鍛冶	565	0.5	234	14.1	23.9	2.7	2人		○	○	○	○
29	上猿渡	58	▲ 7.9	23	▲ 8.0	39.7	0.0	1人					○
30	下猿渡	80	6.7	37	5.7	51.3	▲ 2.0			○		○	
31	御所原	112	▲ 12.5	51	▲ 1.9	48.2	5.2	1人			○	○	○
32	馬場	118	▲ 15.7	47	▲ 2.1	31.4	6.4	1人				○	○
33	宮本	145	▲ 11.6	65	1.6	39.3	10.0					○	○
34	多々良	87	▲ 5.4	36	16.1	42.5	0.1	2人	OH19年度～		○	○	○
35	仮宿	81	▲ 14.7	33	▲ 2.9	46.9	3.7			○			
36	古城	24	▲ 11.1	9	▲ 10.0	66.7	11.1						
37	米山	12	▲ 20.0	7	▲ 12.5	91.7	▲ 1.6			○			
38	真木	139	▲ 18.2	72	▲ 10.0	61.2	8.8	2人	OH25年度～	○	○	○	○
39	御願所	73	▲ 22.3	34	▲ 12.8	47.9	1.1					○	
40	上中	172	▲ 15.3	74	▲ 1.3	43.6	5.2					○	○
41	下中	224	▲ 3.0	89	8.5	34.4	2.8						○
42	片俣	104	▲ 26.2	54	▲ 1.8	55.8	11.8	2人			○	○	
43	小林	173	▲ 10.4	82	3.8	47.4	6.5						○
44	今村	144	▲ 4.0	54	1.9	37.5	▲ 4.5			○			
45	杉下	183	▲ 17.9	74	▲ 10.8	38.8	6.5	1人	OR1年度～	○			○
46	杉上	223	10.9	105	20.7	38.1	▲ 1.7	1人		○		○	○
47	上の原	376	61.4	141	39.6	10.6	▲ 7.4	1人		○		○	

番号	行政区	人口		世帯数		高齢化率		地域福祉推進委員	小地域活動推進・実践地区	介護予防型ミニディ	ふれあいサロン	通いの場	自主防災組織
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減ポイント						
48	源場	336	▲ 4.0	178	5.3	26.2	0.2		○ H20年度～				
49	護東	29	▲ 14.7	17	0.0	58.6	23.3						
51	つつじ台	905	4.3	433	11.9	21.7	2.8	1人	○ H20年度～			休止	○
52	桜丘	633	21.7	266	27.9	22.7	▲ 3.5		○ H20年度～		○	○	○
57	大津東	1,559	0.0	727	8.7	35.9	3.8	2人	○ H20年度～	○	○	○	○
61	立石	410	25.0	212	24.0	39.5	▲ 0.7	2人		○	○	○	○
62	後迫	429	▲ 50.1	201	▲ 39.8	25.2	3.7	1人					○
63	上鶴	1,117	12.1	519	20.1	23.1	0.0						
64	上鶴南	753	59.9	333	67.3	17.4	▲ 9.1	1人					○
65	上大津	797	5.6	395	16.2	21.5	1.4	2人		○		休止	○
67	西嶽	290	▲ 11.9	128	▲ 4.5	29.7	5.7			○			
68	水源町・西窪	201	7.5	107	17.6	37.8	7.9						
69	松古閑・塘町	192	▲ 13.5	92	▲ 5.2	44.3	5.6			○			
70	中央	452	20.2	212	29.3	22.8	▲ 1.7	2人	○ H24年度～				○
71	中学通り	953	12.5	423	18.2	15.7	0.5		○ H28年度～	○			
72	駅通	425	▲ 7.2	253	▲ 1.6	24.0	1.3			○		○	
73	室東	997	▲ 10.0	526	4.0	19.5	3.0			○			
74	室北	1,562	6.5	745	15.5	16.5	0.8						○
75	室西	1,190	▲ 4.7	614	4.2	24.5	3.0			○			
76	北出口	812	35.1	334	33.6	9.9	▲ 2.7	2人	○ H23年度～		○		○
77	あけぼの	690	▲ 20.9	311	▲ 5.8	22.0	8.6	2人	○ H21年度～		○	○	
78	灰塚	244	▲ 0.8	98	16.7	45.9	10.5	2人			○	○	○
79	新	1,718	▲ 3.6	778	5.0	18.6	4.5	2人			○	○	
80	引水	1,432	13.9	631	26.2	23.7	0.9	2人	○ H21年度～	○			
81	高尾野	524	8.5	240	15.4	30.3	3.4	2人			○	○	○
82	新小屋	96	▲ 11.9	47	2.2	39.6	5.7	1人				○	○
83	引水東	2,505	9.0	1,071	17.8	10.1	2.5	2人		○			
84	楽善	1,332	32.5	580	49.5	13.7	▲ 3.3	2人	○ H19年度～	○		○	
85	日吉が丘	473	▲ 4.8	219	5.3	33.2	12.9	2人	○ H22年度～	○	○	○	○
86	美咲野一丁目	876	▲ 4.9	267	4.7	6.4	1.3	1人					○
87	美咲野二丁目	610	▲ 6.6	204	2.5	11.6	3.2	1人					○
88	美咲野三丁目	1,374	▲ 4.4	424	3.7	7.6	2.1	1人			○		○
89	美咲野四丁目	794	0.1	214	5.9	1.4	0.5						○
90	緑ヶ丘	821		303		15.7		1人	○ R5年度～		○	○	
計		34,781	4.0	15,241	13.4	23.3	1.5	66人		27	24	25	42

施設や組外居住者を除くため、人口総数等は町全体と異なる

大津町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

敬称略、順不同

No.	氏 名	役 職	所 属	選出区分
1	石橋 敏郎	名誉教授	熊本県立大学	学識経験者 (学識経験者)
2	甲斐 徹也	会長	大津町区長会	住民組織代表 (住民の代表者)
3	吉田 和信	会長	大津町民生委員児童委員協議会	地域福祉推進団体関係 (住民の代表者)
4	備海 伸隆	園長	杉水保育園	児童福祉施設代表 (福祉関係団体の代表者)
5	大庭 康二	管理者	第二光喜園	介護保険事業所代表 (福祉関係団体の代表者)
6	松田 健	理事長	三気の里	障害者施設代表 (福祉関係団体の代表者)
7	柳澤 久代	代表	ケアマネクラブ代表	高齢者支援者代表 (福祉関係団体の代表者)
8	江口 竜一	理事長	NPOこどもサポート・みんなののうち	児童福祉関係 (福祉関係団体の代表者)
9	山形 侑子	監事	大津町身体障害者福祉会	心身障害児者福祉関係 (福祉関係団体の代表者)
10	矢野 文男	会長	大津町老人クラブ連合会	高齢者福祉関係 (福祉関係団体の代表者)
11	中尾 仁	事務局長	大津町シルバー人材センター	福祉関連民間事業者 (福祉関係団体の代表者)
12	樋口 秀一郎	アシスタントマネジャー	NPO法人クラブおおづ	健康関連民間事業者 (福祉関係団体の代表者)
13	石原 正貴	保護司	菊池地区保護司会大津分会大津支部	更生保護団体代表 (福祉関係団体の代表者)
14	千田 哲夫	区長	桜丘区	地域福祉経験者 (住民の代表者)
15	山本 粋子		地域福祉推進員	地域福祉経験者 (住民の代表者)
16	西口 広和	課長	熊本県保健福祉環境部福祉課	熊本県県北広域本部 (行政)
17	藤本 聖二	部長	総務部	大津町 (行政)
18	羽熊 幸治	部長	教育委員会 教育部	大津町 (行政)
19	大隈 寿美代	部長	健康福祉部	大津町 (行政)
20	松木 雄一郎	事務局長	社会福祉協議会	地域福祉推進団体関係 (福祉関係団体の代表者)

委嘱期間 令和6年7月31日～令和9年6月30日（3年間）



表紙イラスト：杉原やすさん

大津町在住の絵本作家。書店員時代そして子育てをする中で改めて絵本の面白さに魅了され「絵本作家になる！」と決意。

著書は『オムライスかあちゃん』（リーブル出版）、『わごむいえでする』『やきいもどーん』（共にひかりのくに）など。

「やきいもどーん」は大津町のなかせ農園を取材して制作した、からいも愛に溢れた一冊。

第4期大津町地域福祉計画・大津町地域福祉活動計画

令和7年～令和11年度

令和7年3月

策 定 大津町・大津町社会福祉協議会

上陣内 馬場片侵 本津東 松古間 新
 森 御所原 下中 桜丘 水瀨 西窪 灰塚 緑ヶ丘
 吹田 下猿渡 上中 つじ台 西嶽 あけぼの 美咲野 四丁目
 大林 上猿渡 御所 護東 日吉丘 北出口 美咲野 三丁目
 瀬田 中島 真木 源場 梁善室西 美咲野 二丁目
 后坂 下町 米山 上原 上天津室北 美咲野 一丁目
 馬子町 古城 杉上 上鶴南室東 引水東
 錦野 鏡治 飯宿 杉下 上鶴 駒通 新小室
 外牧 下陣内 多良 今村 後迫 中宮通り 高尾野
 内牧 中陣内 宮本 小林 立石 中央 引水

